

# すこやか宇城っ子プラン

～宇城市次世代育成支援行動計画～

～宇城市子ども・子育て支援事業計画～

(平成27～31年度)



平成27年3月  
宇城市

## はじめに



宇城市では、平成17年度に次世代育成支援対策推進法にもとづく「宇城市次世代育成支援行動計画」を策定するとともに、平成21年度には「宇城市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、社会全体で子育てができる環境づくりに向け、子育て中の親だけではなく、「社会の宝」「将来の夢」である次代を担う子どもたちが安全に健やかに伸び伸びと育つまちづくり、愛情に満ちた子育てができる魅力あるまちづくりを推進してきました。

こうしたなか、国では平成24年8月に子ども・子育て関連3法を成立させ、市町村において新たな子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。この3法の趣旨には、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとされています。

このような背景のもと、宇城市においても、宇城市次世代育成支援行動計画等の実績をふまえ、市における子育て支援施策の具体的かつ総合的な計画として、『すこやか宇城っ子プラン』を策定しました。

本計画を推進するためには行政による公的な対応だけでなく、家庭・地域・学校・事業所など地域全体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携しながら子育て支援のネットワークを築いていくことが重要となります。

今後は「宇城市子ども・子育て会議」委員の皆様方に、事業の評価や分析、提言等を頂きながら、地域と一体となって施策の推進と進行管理に務めてまいります。

最後になりますが、アンケート調査などで貴重なご意見を賜りました市民の皆様方、並びに計画策定にご尽力いただきました関係者の方々に深く感謝し、心から厚くお礼を申し上げます。

平成27年3月

宇城市長 守田 憲史

# 目 次

## 第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の基本理念	2
5 計画の基本的な視点と基本目標	3
6 計画の体系	4
7 計画の策定体制	5

## 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1 人口等の動向	7
2 就労環境	12
3 子育て支援サービス等の現状	15
4 アンケート調査結果から見た子育て支援ニーズ	20

## 第3章 次世代育成支援施策の展開

基本目標1 子どもがのびやかでたくましく成長できるまちづくり	23
1 子どもの権利が大切にされる環境づくり	23
2 子どもの健やかな育ちを支える環境の充実	28
3 充実した学校教育等の推進	34
4 配慮を必要とする子どもへの支援	39
基本目標2 安心して子どもを産み育てられるまちづくり	43
1 安心して妊娠・出産できる環境づくり	43
2 子育て家庭に対する相談・情報提供の充実	46
3 援助を必要とする子育て家庭への支援	50
4 子育て家庭に対する経済的な支援	52
基本目標3 社会全体で子育てを支援するまちづくり	55
1 地域における子育て支援ネットワーク	55
2 働きながら子育てしやすい環境の充実	59
3 子どもにやさしいまちづくり	61

<b>第4章</b>	<b>子ども・子育て支援事業の推進</b>	
1	教育・保育提供区域の設定	67
2	教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	68
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	71
4	放課後子ども総合プランの推進	83
5	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供や その推進体制の確保	86
<b>第5章</b>	<b>計画実現のために</b>	
1	計画の推進体制	89
2	進捗状況の点検と評価・公表	89
<b>資料編</b>		
1	施策及び担当課一覧	91
2	子ども・子育て会議条例	97
3	子ども・子育て会議委員名簿	98



# 第1章 計画の概要



## 1. 計画策定の背景及び趣旨

わが国では、平成2年の「1.57 ショック※」を契機に少子化の問題が大きく取り上げられるようになり、平成6年12月のエンゼルプランの策定を皮切りに、少子化の流れを変えるための施策が実施されてきました。また、平成22年1月に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」では、それまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととされました。

本市においては、平成18年3月に、次世代育成支援対策推進法に基づく「宇城市次世代育成支援行動計画」を策定し、その後、平成21年度に見直しを行いました。平成22年3月に、平成22～26年度を計画期間とする「宇城市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、国の動向を踏まえつつ、子どもと子育て家庭の総合的な支援を進めてきたところです。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズは年々増大しており、都市部を中心に保育所においては待機児童問題が深刻化しています。

こうした中、平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立しました。平成27年度から、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする『子ども・子育て支援新制度』が本格施行され、子ども・子育て支援のさらなる充実を図ることとされています。

また、10年間の時限立法であった次世代育成支援対策推進法も平成37年3月末までの延長が決まり、次世代育成支援対策のさらなる推進・強化が求められています。

このような流れを受け、本市においても、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保とそれに関連する業務の円滑な実施に関する計画の策定が必要となります。

「宇城市次世代育成支援後期行動計画」が平成26年度に最終年度を迎えたことから、同計画によるこれまでの取り組みとその成果を引き継ぎつつ、新たな計画として「すこやか宇城っ子プラン」を策定することとしました。

※「1.57 ショック」

平成元年の合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯に産む平均子ども数に相当するとされる）が1.57と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった昭和41年の1.58を下回ったことが判明したときの衝撃。



## 2. 計画の性格と位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」と、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）」を一体的に策定するものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、県の「子ども・子育て支援事業計画」や、市の上位計画である「宇城市総合計画」をはじめとする市の各種関連計画との整合性を図りました。

## 3. 計画の期間

この計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度を目標年度とする5か年計画とします。

## 4. 計画の基本理念

～人、自然、文化きらめく市：うき～

本市では、豊かな文化・自然を背景に次代を担う子どもたちを地域全体で応援し、健やかに育ち魅力ある子育てができるまちづくりを目指します。

## 5. 計画の基本的な視点と基本目標

計画の基本理念を実現するために、下記に挙げる3つの視点を設定しました。

### ■ 基本的な視点

① 子どもが主体の視点

② 子育て家庭を支える視点

③ 社会全体で子育てを支援する視点



本計画の実現に向けて、基本理念の下、計画の基本目標を以下の3つに設定します。

### ■ 基本目標

① 子どもがのびやかでたくましく成長できるまちづくり

② 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

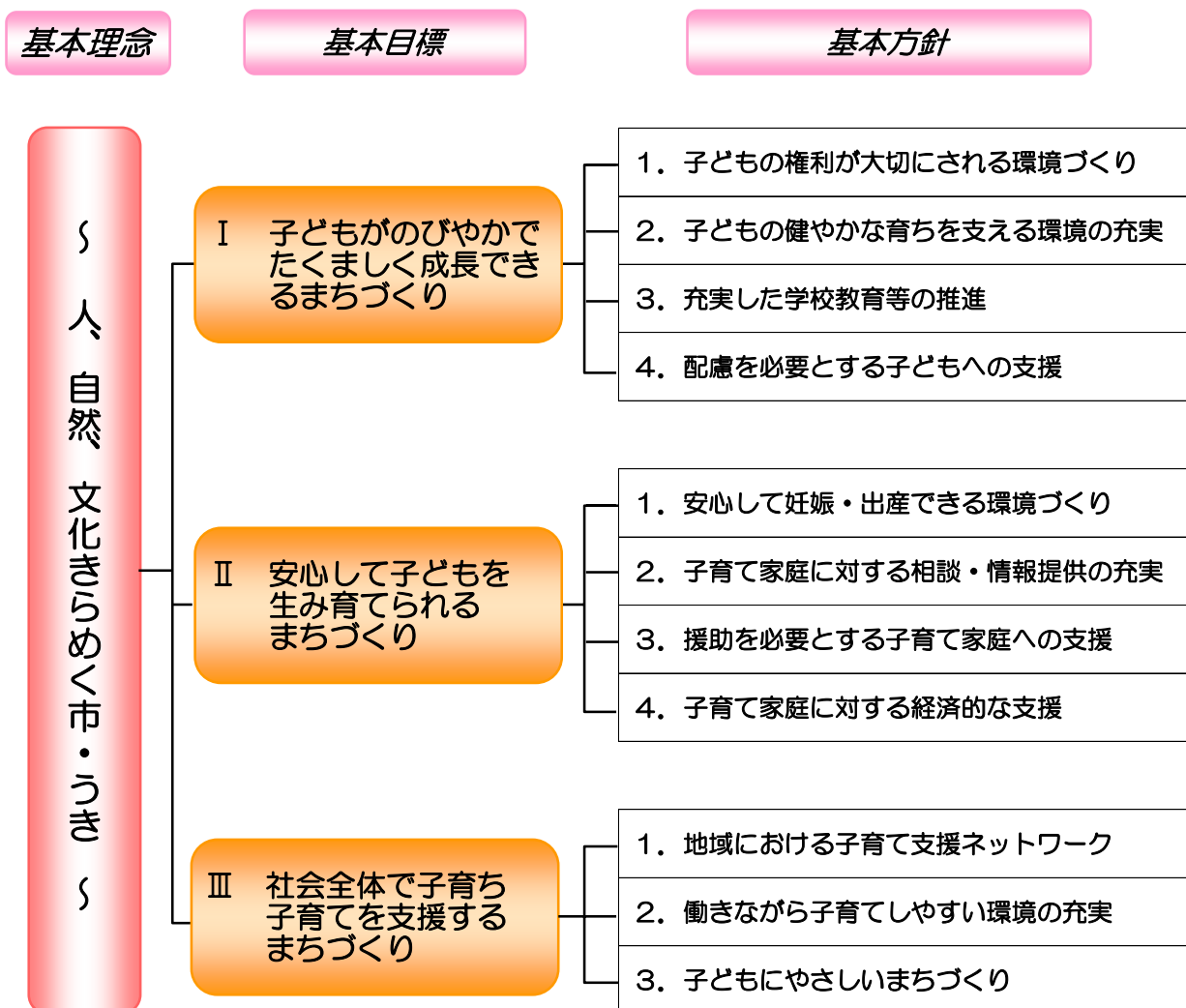
③ 社会全体で子育てを支援するまちづくり



## 6. 計画の体系

3つの基本目標のそれぞれについて、その達成のための基本方針を設定し、第3章において、それに対応した具体的施策の現状と課題及び今後の方向性を明らかにします。

また、第3章の具体的施策のうち、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業については、第4章において、その量の見込みと提供体制の確保方策等について定めることとします。



## 7. 計画の策定体制

### (1) 宇城市子ども・子育て会議の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、子ども・子育て支援事業の推進に係る検討を行うために、「宇城市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。

### (2) 子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査の実施

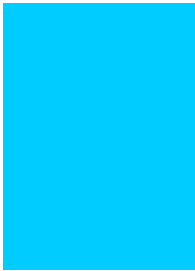
計画策定にあたり、教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握し、本計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援のサービス量の見込みを算出するため、就学前児童及び小学1～3年生の保護者を対象に「子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査」（以下、アンケート調査という。）を実施しました。

#### ●アンケート調査の実施概要

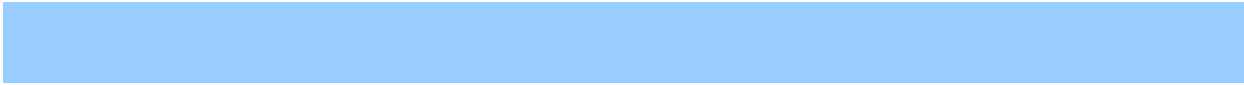
調査対象	市内在住の就学前児童または小学1～3年生のいる3,118世帯
調査期間	平成26年1月21日から平成26年2月3日まで
調査方法	郵送による配布・回収
回収状況	配布数：3,118件、回収数：1,350件、回収率：43.3%

### (3) パブリックコメントの実施

平成27年2月9日から平成27年2月28日まで計画案を公表し、それに対する意見を求めるパブリック・コメントを行いました。



## 第2章 子どもと子育て家庭を 取り巻く現状



## 1. 人口等の動向

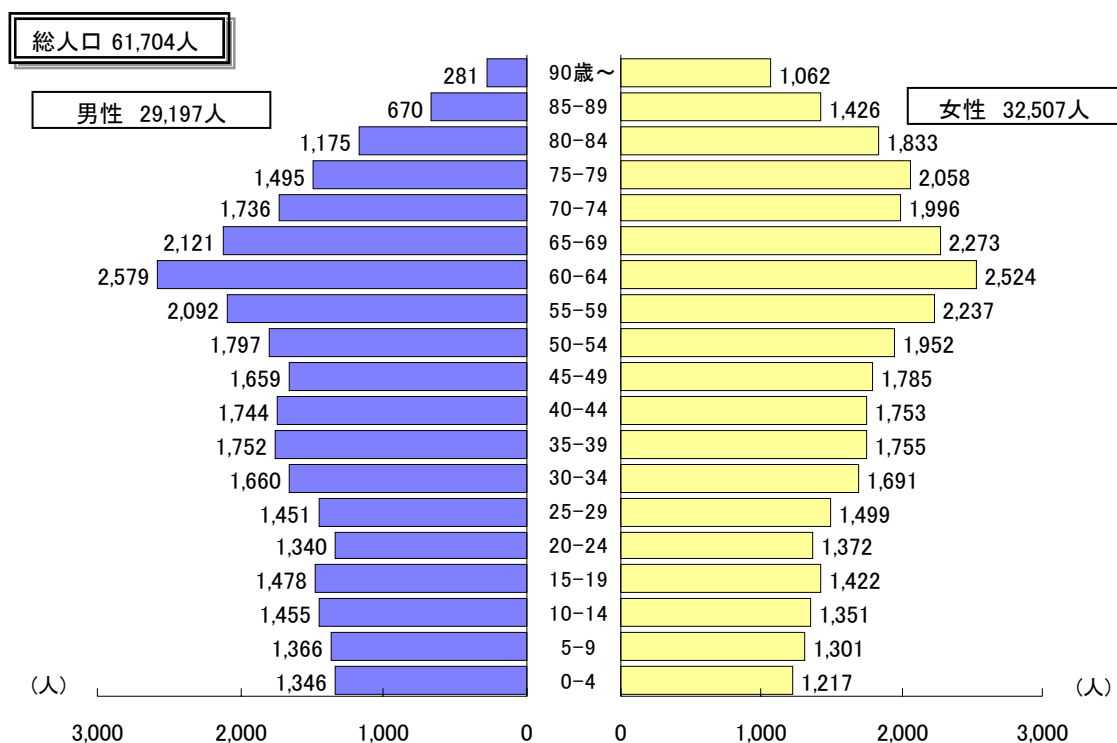
### (1) 人口の推移

#### ① 総人口

本市の平成26年3月末現在の総人口は、男性29,197人、女性32,507人の計61,704人です。60代前半の人口が最も多く、30歳未満の若い世代の人口が少なくなっていることがわかります。

現在の30代に比べ、これから結婚適齢期を迎える20代前半の人口が少ないことから、今後さらに少子化が進むことが懸念されます。

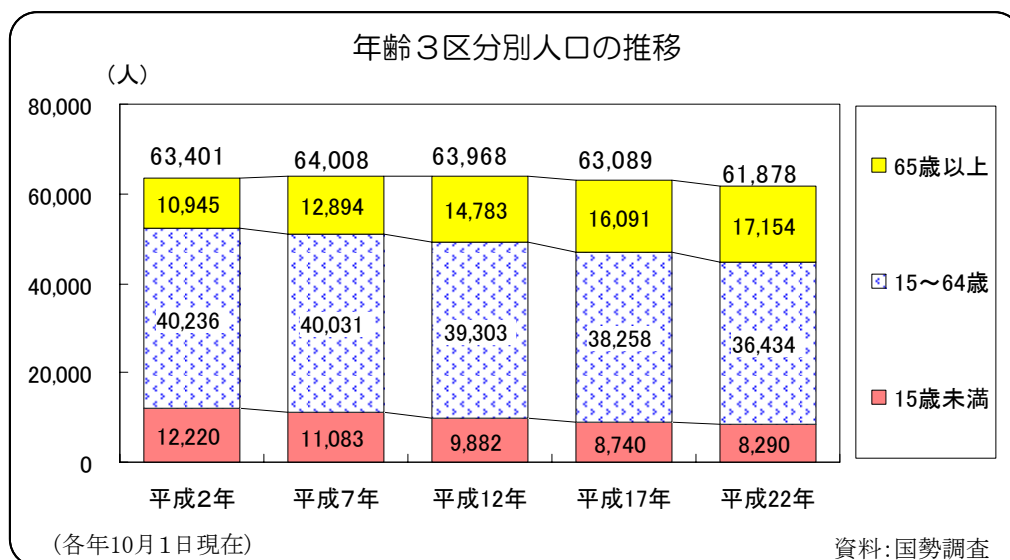
宇城市の人口ピラミッド（平成26年3月末現在）



資料：住民基本台帳（含外国人登録者）

②年齢3区分別人口の推移

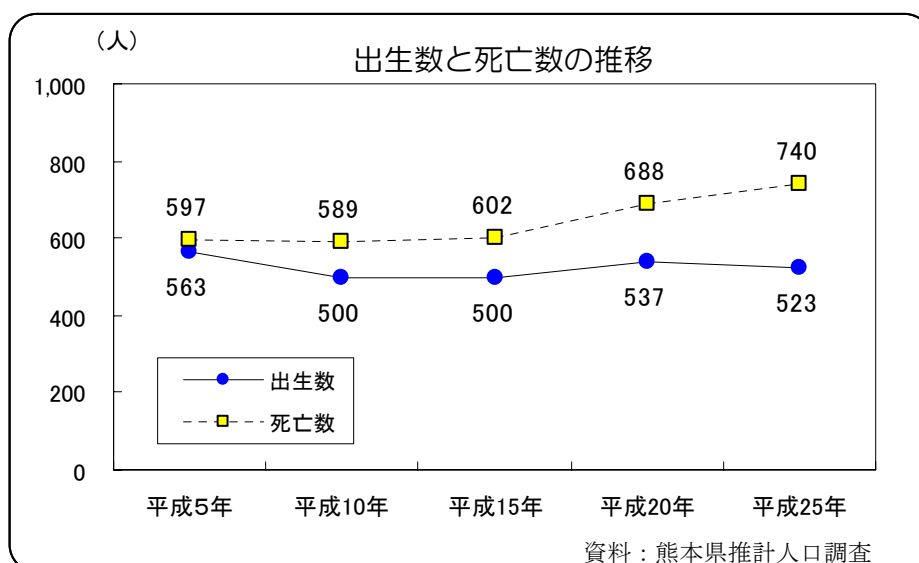
人口の推移を見ると、平成12年以降、全体の人口は減少傾向にあります。年齢3区分別にみると、年少人口（15歳未満）は減少、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあることから、少子高齢化が確実に進んでいる状況がうかがえます。



③自然動態—出生数と死亡数の推移—

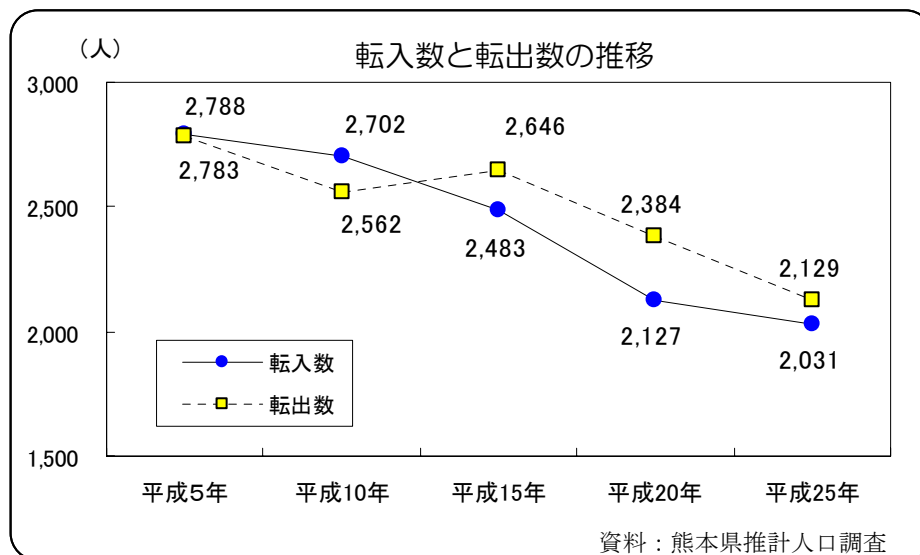
ここ20年間の出生数、死亡数の推移を見ると、本市では、出生数は横ばい傾向、死亡数は増加傾向にあり、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。

平成25年は出生数523人に対し死亡数740人と、217人の自然減となっています。



④社会動態—転入数と転出数の推移—

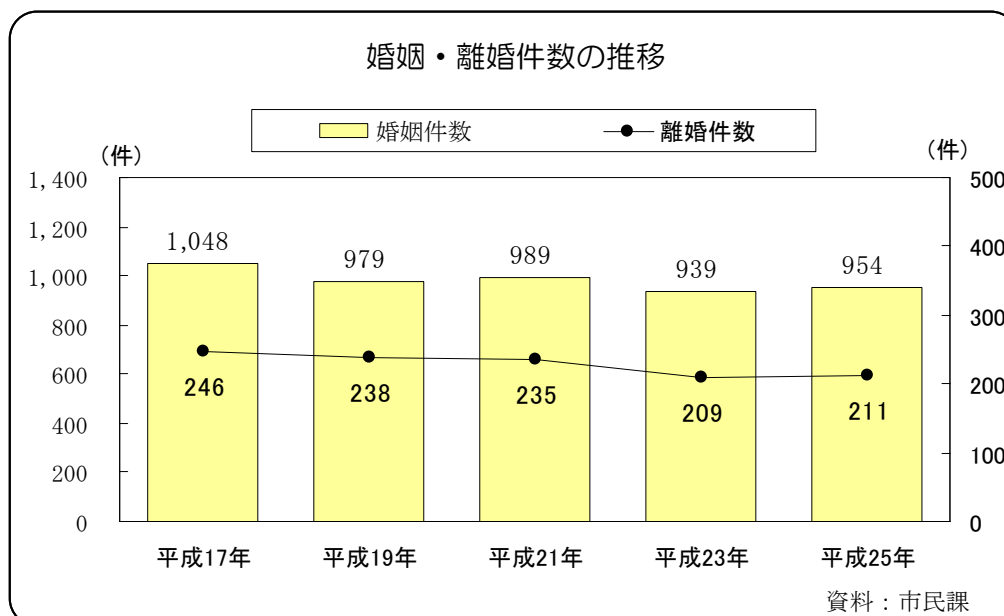
ここ20年間の転入数、転出数の推移を見ると、本市では、平成15年以降転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いており、平成25年は転入数2,031人に対し転出数2,129人と、98人の社会減となっています。



(2) 婚姻・離婚件数の推移

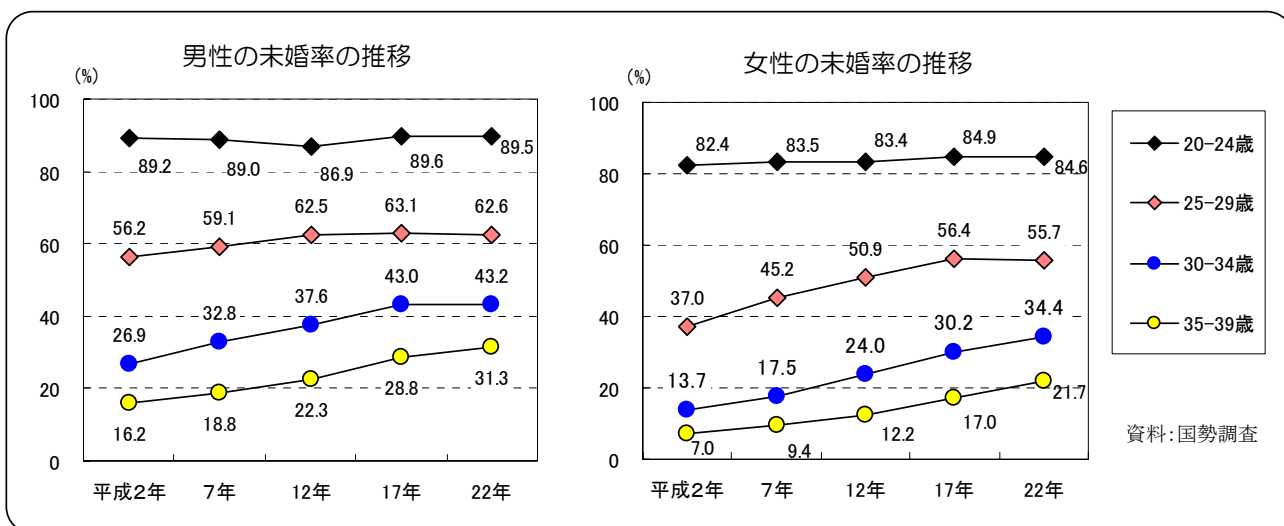
婚姻件数は、結婚適齢人口の多少に影響を受け、年によってばらつきが見られますが、平成25年は954件となっており、平成17年と比べると94件の減少となっています。

一方、離婚件数は、横ばいないし緩やかな減少傾向にあります。



### (3) 未婚率の推移

20～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別にみると、20代前半を除くほぼすべての階層で未婚率が上昇していることがわかります。特に、男女ともに30代後半の未婚率の上昇傾向が続いていることから、晩婚化のみならず非婚化の傾向も進んでいることがうかがえます。





## (4) 世帯数の推移

平成2年からの20年間の世帯数の推移は以下のとおりで、総世帯数一貫して増加傾向にあり、また、単身世帯や核家族家庭の増加等により、1世帯あたりの人数は減少傾向にあります。

一方、近年の離婚件数の増加に伴い、母子世帯数、父子世帯数も一貫して増加傾向にあり、支援を必要とするひとり親家庭の増加にもつながっています。

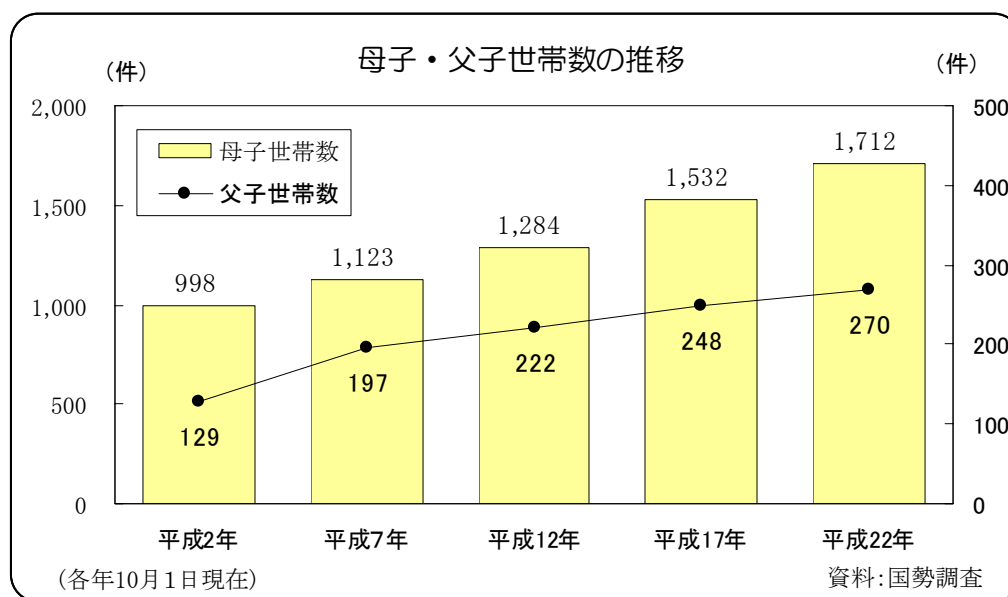
世帯数の推移

(単位:世帯)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総世帯数	17,921	18,865	19,893	20,583	21,079
母子世帯数	998	1,123	1,284	1,532	1,712
父子世帯数	129	197	222	248	270
1世帯あたりの人数(人)	3.48	3.32	3.14	3.06	2.94

※各年10月1日現在

資料:国勢調査

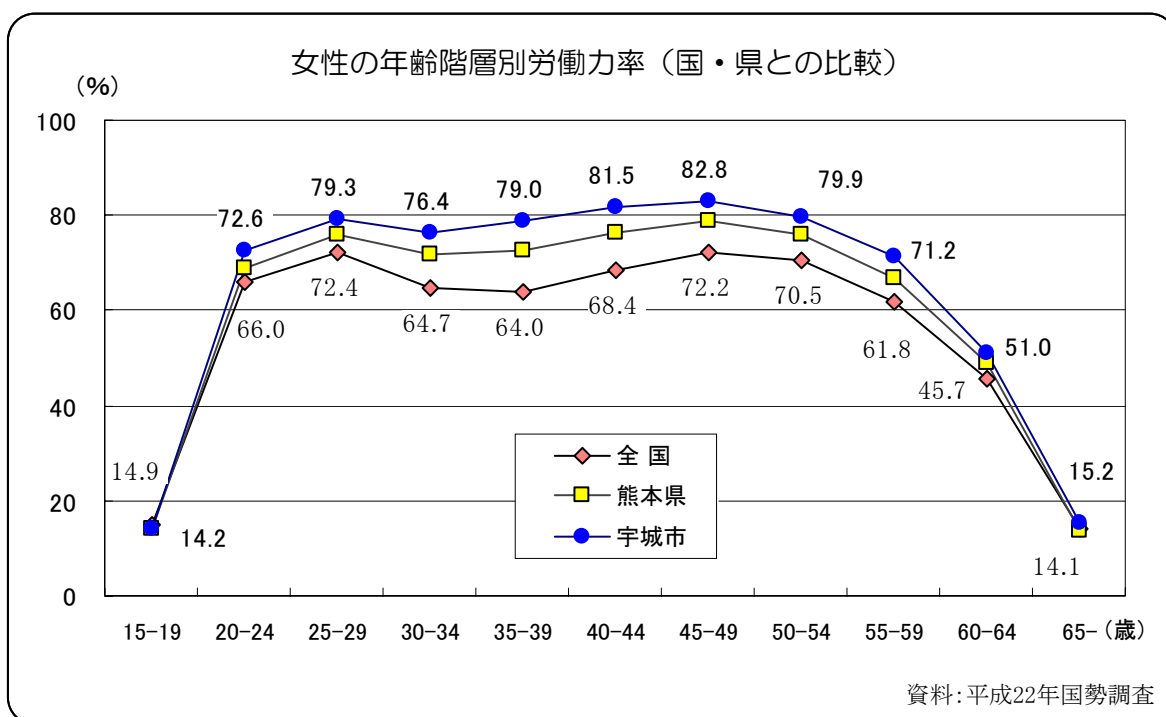


## 2. 就労環境

### (1) 女性の年齢階層別労働力率

女性の労働力率を年齢階層別にみると、ほぼ国、県と同様の、いわゆる「M字カーブ」を描いていることがわかります。20代後半から30代前半での労働力率の低下は出産や育児による就労率の減少を、30代後半からの増加は再就職等による就労率の上昇を示していると考えられますが、本市及び県の「M字カーブ」は国に比べると緩やかで、20～40代の労働力率も国より高い数値で推移しています。これは、夫婦共働きの割合や出産後も仕事を続ける女性の割合が国に比べるとやや高いことを示しています。

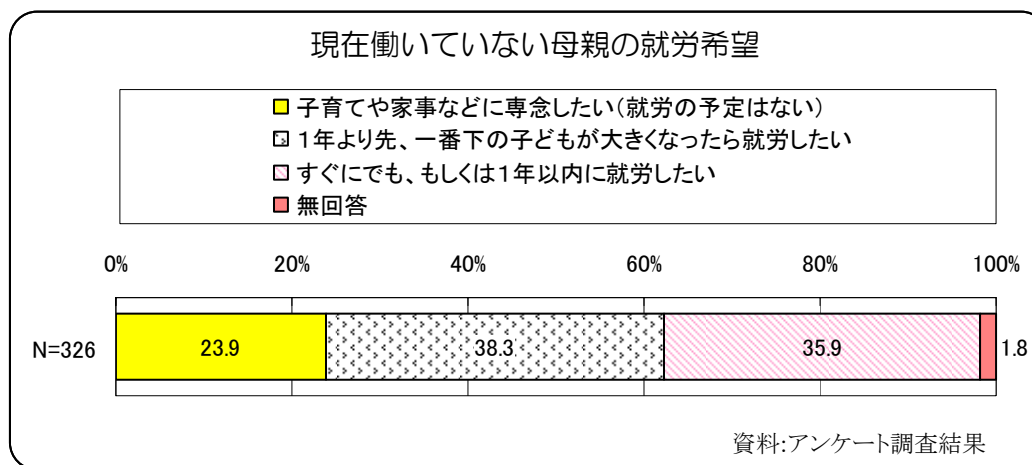
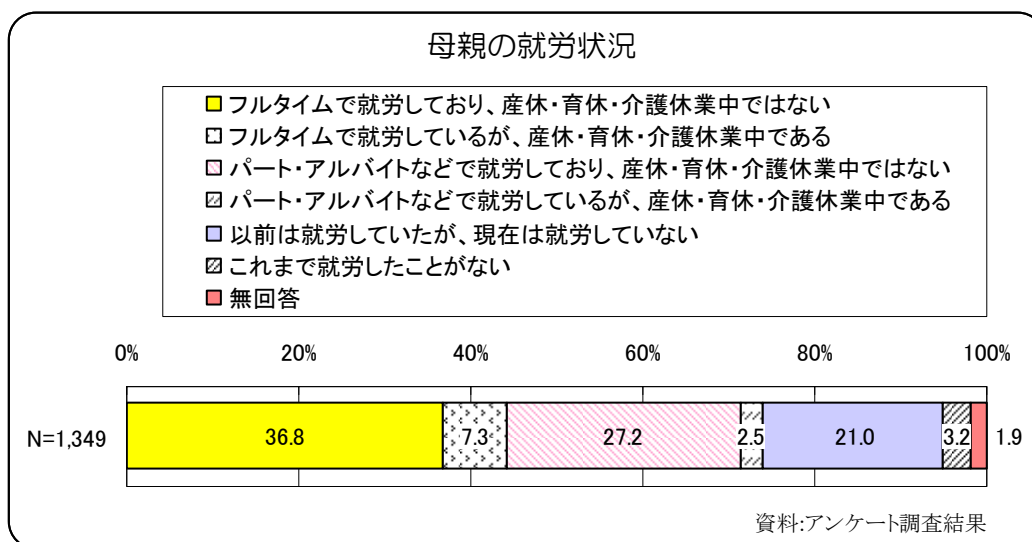
しかし、国に比べ緩やかとはいえ、「M字カーブ」が示すように、働き続けたくてもそれを可能にする社会環境が十分に整備されていないために、一旦仕事を離れざるを得ない女性も少なくありません。働きたい女性が家庭生活と職業生活を両立し、結婚、出産、育児期にも継続して働くことができる社会環境への整備を図る必要があります。



(2) 母親の就労状況

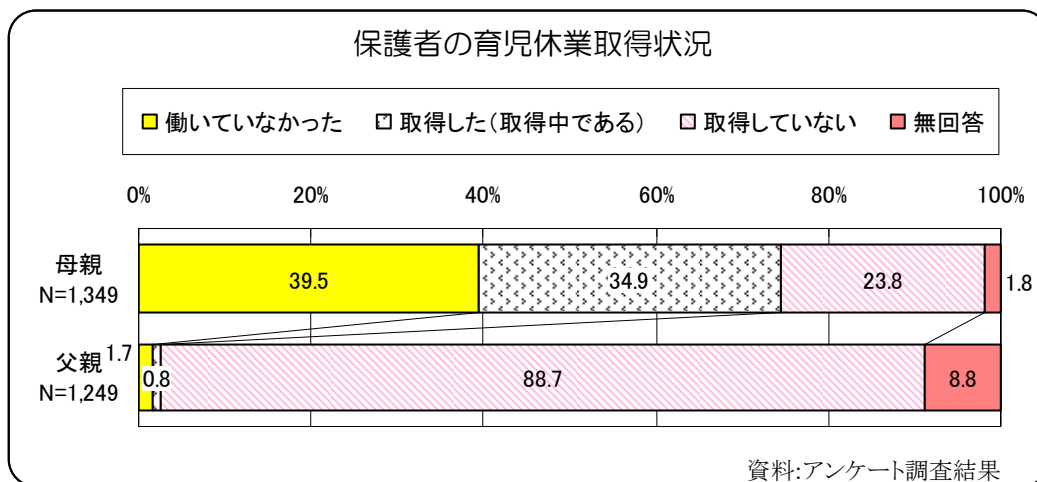
アンケート調査の結果から母親の就労状況をみると、全体の 73.8%の人が働いており、夫婦共働きの世帯が一般化していることがわかります。

また、現在就労していない母親についても、全体の 35.9%の人が「すぐにでも、若しくは 1 年以内に」就労したいと考えていることがわかります。



(3) 育児休業制度の利用状況

アンケート調査の結果から、保護者の育児休業の取得状況をみると、「取得した（取得中である）」と回答した人は、母親で34.9%（無回答と働いていなかった人を除くと59.5%）、父親で0.8%（無回答と働いていなかった人を除くと0.9%）となっており、父親の取得は極めて低調であることがわかります。



### 3. 子育て支援サービス等の現状

#### (1) 保育サービス

##### ① 認可保育所入所状況の推移（年齢別）

平成22年からの認可保育所の年齢別入所状況の推移は以下のとおりです。年によって入所率にばらつきはありますが、0・1歳児の入所率は概ね高くなる傾向にあります。

認可保育所入所状況の推移（年齢別）

区 分		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0歳児	児童総数(人)	483	474	504	477	513
	入所児童数(人)	70	80	102	95	128
	入所率(%)	14.5	16.9	20.2	19.9	25.0
1歳児	児童総数(人)	539	507	490	511	503
	入所児童数(人)	280	269	260	282	291
	入所率(%)	51.9	53.1	53.1	55.2	57.9
2歳児	児童総数(人)	530	534	508	512	521
	入所児童数(人)	336	358	330	329	348
	入所率(%)	63.4	67.0	65.0	64.3	66.8
3歳児	児童総数(人)	528	529	527	504	516
	入所児童数(人)	358	371	387	360	353
	入所率(%)	67.8	70.1	73.4	71.4	68.4
4歳児	児童総数(人)	505	530	540	533	505
	入所児童数(人)	359	369	386	391	366
	入所率(%)	71.1	69.6	71.5	73.4	72.5
5歳児	児童総数(人)	516	506	538	547	532
	入所児童数(人)	365	364	372	395	397
	入所率(%)	70.7	71.9	69.1	72.2	74.6

※各年4月1日現在

資料:こども福祉課

##### ② 認可保育所の現状（保育所別）

平成26年4月1日現在、市内には市立の認可保育所7施設、私立の認可保育所14施設の計21施設があり、総定員1,800人となっています。定員に対する入所率は保育所によってばらつきがありますが、近年、保育所定員に関する国の弾力運用を受け、定員を超えた受け入れを行っている保育所もあります。

## 第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

本市では、多様な保育ニーズに対応するため、特別保育の充実にも努めてきました。現在、延長保育と障がい児保育は全施設で、一時預かりは13施設、地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・子育てひろば）は6施設、休日保育は1施設、病児・病後児保育は2施設での実施となっています。

### 認可保育所の現状

施設名	市立 私立	定員 (人)	特別保育等の実施状況					
			延長保育	障がい児 保育	一時 預かり	子育て支援 拠点事業	休日保育	病児・病後 児保育
大岳保育園	市	30	○	○	○			
頌和保育園	私	30	○	○	○			病後児
青海保育園	市	45	○	○	○			
戸馳保育園	市	45	○	○	○			
みすみ保育園	私	60	○	○	○	○		
わかき保育園	私	60	○	○	○			
かもめ保育園	私	80	○	○	○	○		
白梅保育園	私	30	○	○				
不知火保育園	市	100	○	○				
ふたば保育園	私	45	○	○				
コスモス保育園	私	120	○	○				
豊川保育園	私	100	○	○		○		
豊福保育園	私	150	○	○	○	○	○	病児・病後児
松橋保育園	市	150	○	○				
当尾保育園	私	80	○	○				
大空保育園	私	100	○	○	○			
海東保育園	私	65	○	○	○	○		
河江保育所	市	120	○	○				
白百合保育園	私	150	○	○	○			
妙音寺幼楽園	私	90	○	○	○			
豊野保育園	市	150	○	○	○	○		
計		1,800	21施設	21施設	13施設	6施設	1施設	2施設

※平成26年4月1日現在

資料:こども福祉課

### ③その他の保育施設

本市には、認可保育所以外に、市立の児童館3施設が原則3歳児からの保育を行っているほか、私立の認可外保育施設が2施設あります。

## (2) 幼稚園教育

幼児期における教育の重要性から、幼稚園教育に対する社会的要請は年々高まっていますが、一方で、近年の少子化と保育需要の増大により、園児数は定員を下回った状態が続いています。平成26年5月1日現在、市内には4つの私立幼稚園があり、総定員数は490人に対し就園児数は397人で、対定員比81.0%となっています。また、全園で午後6時までの預かり保育を実施しています。

平成22年からの幼稚園の年齢別入園状況の推移は以下のとおりで、3歳児の就園率が高くなる傾向にあります。

幼稚園の就園状況の推移（年齢別）

区 分		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
3歳児	児童総数(人)	528	529	527	504	516
	園児数(人)	103	117	104	128	154
	就園率(%)	19.5	22.1	19.7	25.4	29.8
4歳児	児童総数(人)	505	530	540	533	505
	園児数(人)	118	113	130	117	122
	就園率(%)	23.4	21.3	24.1	22.0	24.2
5歳児	児童総数(人)	516	506	538	547	532
	園児数(人)	114	114	123	140	121
	就園率(%)	22.1	22.5	22.9	25.6	22.7

※各年5月1日現在

資料:学校基本調査

## (3) 放課後児童健全育成事業

両親が共働きなどの留守家庭の子どもたちの放課後等における健全育成を目的とする放課後児童健全育成事業については、市内15の学童保育所（直営2・法人4・保護者会9）で実施されています。

平成26年4月1日現在の利用者数は680人（低学年：609人、高学年：71人）となっています。



(4) 母子保健事業

① 妊婦健康診査

妊婦の健康管理及び母子保健の増進を図ることを目的として、妊婦に対して実施される健康診査に要する費用を助成しています。新規母子健康手帳交付の方には14回分の妊婦受診券を発行し、転入の方には妊娠週数に応じて必要回数分を発行しています。

② 乳幼児健康診査

心身ともに健全な人づくりの基本として、また、乳幼児の健康の保持増進を図るため、本市では4か月児、7か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に健康診査を行っています。

乳幼児健康診査の実施状況の推移

(単位:人)

区 分			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
4か月児 健康診査	受診 状況	対象者	473	504	515	490	548
		受診者	466	493	507	478	541
		受診率(%)	98.5	97.8	98.4	97.6	98.7
7か月児 健康診査	受診 状況	対象者	496	517	487	525	506
		受診者	485	502	476	517	501
		受診率(%)	97.8	97.1	97.7	98.5	99.0
1歳 6か月児 健康診査	受診 状況	対象者	522	497	533	508	530
		受診者	524	477	521	477	516
		受診率(%)	100.4	96.0	97.7	93.9	97.4
	むし歯有病者率(%)	4.0	4.0	2.3	2.9	3.3	
3歳児 健康診査	受診 状況	対象者	524	488	543	510	526
		受診者	489	469	509	493	506
		受診率(%)	93.3	96.1	93.7	96.7	96.2
	むし歯有病者率(%)	38.7	32.0	30.7	30.2	25.3	

資料:健康づくり推進課

③ 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげています。

また、乳児のいる家庭と地域をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るという目的もあります。

④養育支援家庭訪問事業

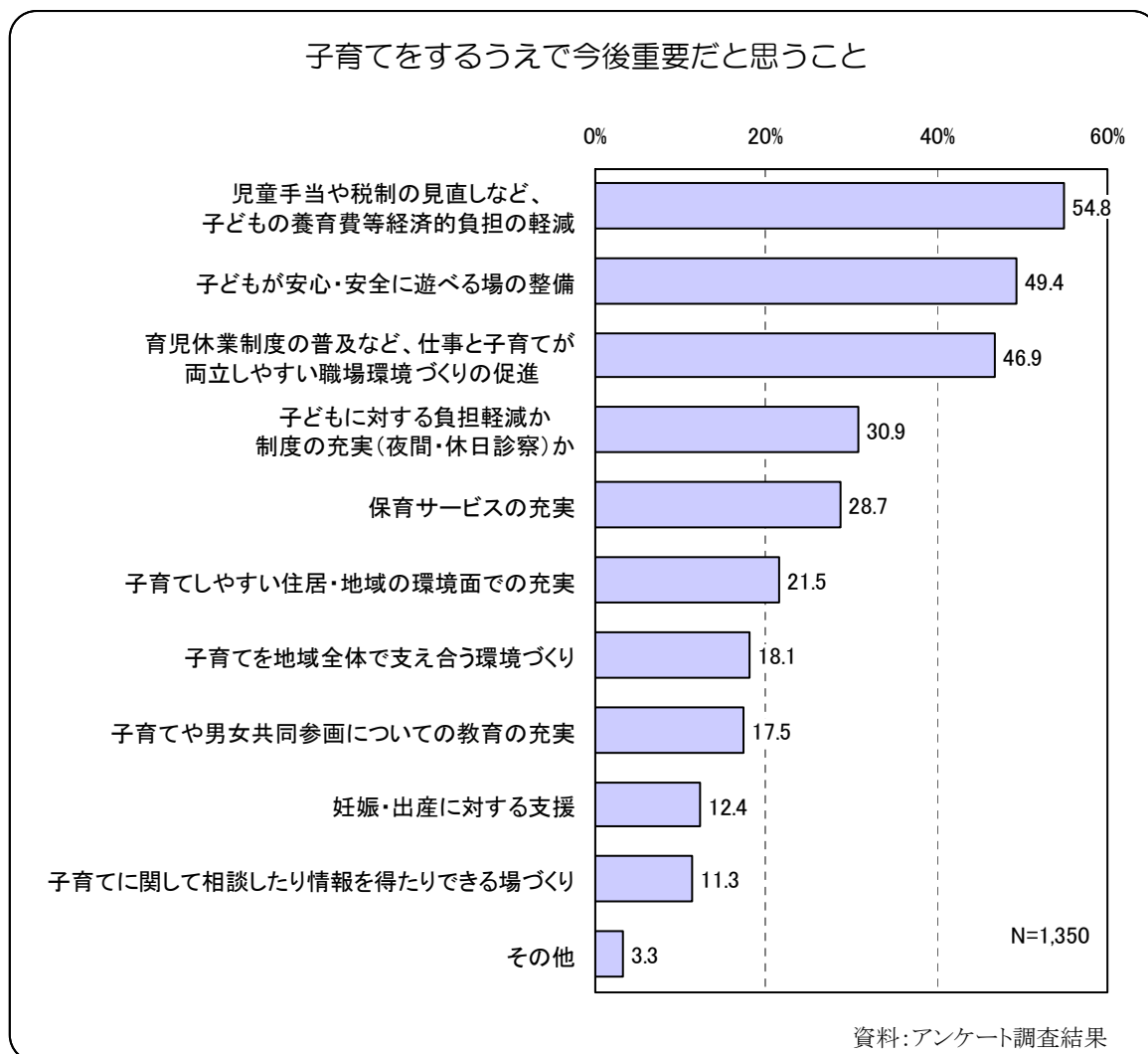
家庭及び地域における養育機能が低下し、児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、加重な負担がかかる前の段階において、子育て支援コーディネーターが家庭訪問を行い、当該家庭における安定した養育ができるよう継続的な支援を行っています。

また、産後にホームヘルパーを派遣し、家事等の援助を行っています。

## 4. アンケート調査結果から見た子育て支援ニーズ

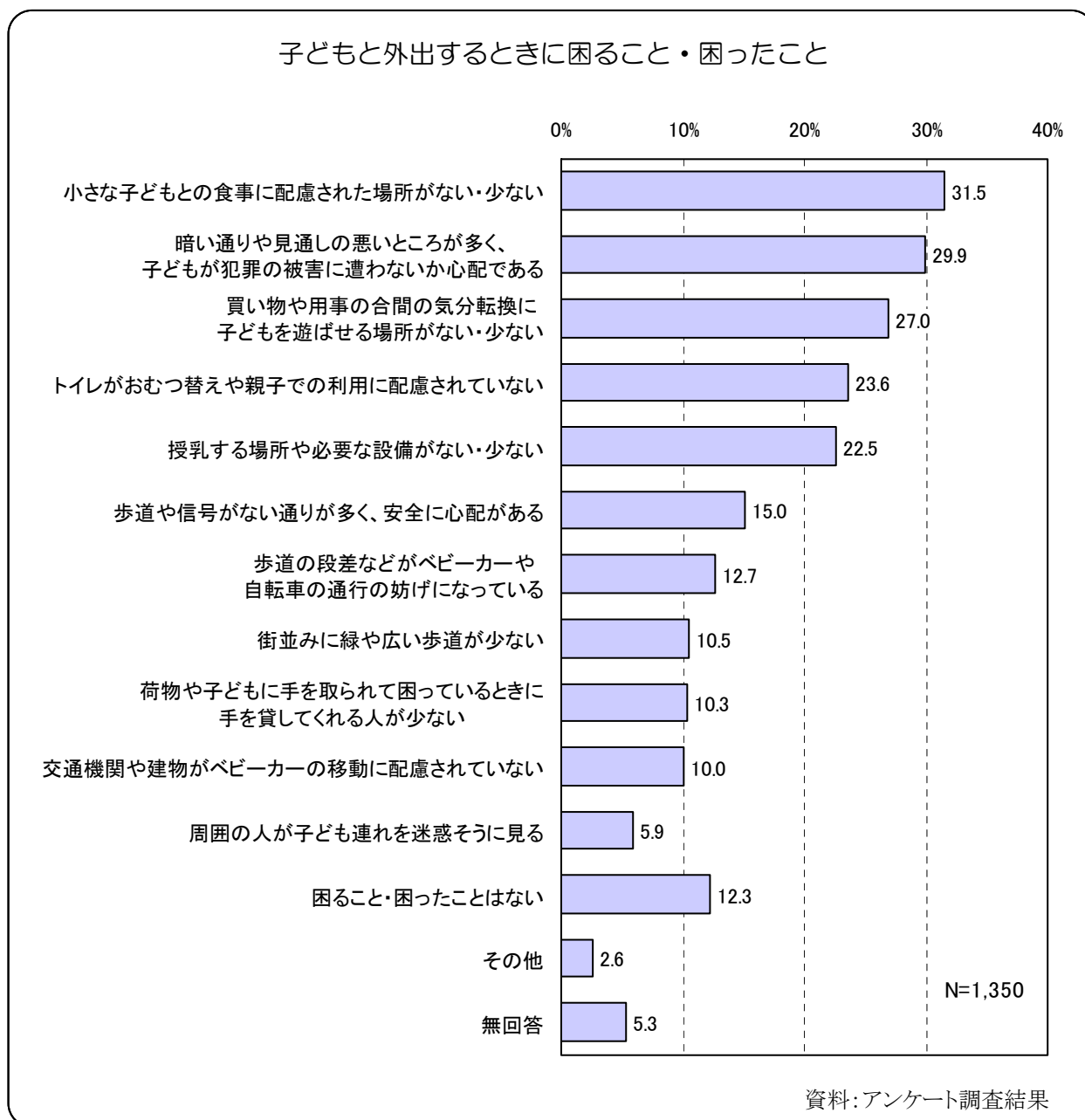
### (1) 子育てをするうえで今後重要だと思うこと

子育て中の保護者に、子育てをするうえで今後重要だと思うことを尋ねたところ、「児童手当や税制の見直しなど、子どもの養育費等経済的負担の軽減」が54.8%と最も多く、次いで「子どもが安心・安全に遊べる場の整備」が49.4%、「育児休業制度の普及など、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりの促進」が46.9%で上位にあがっています。



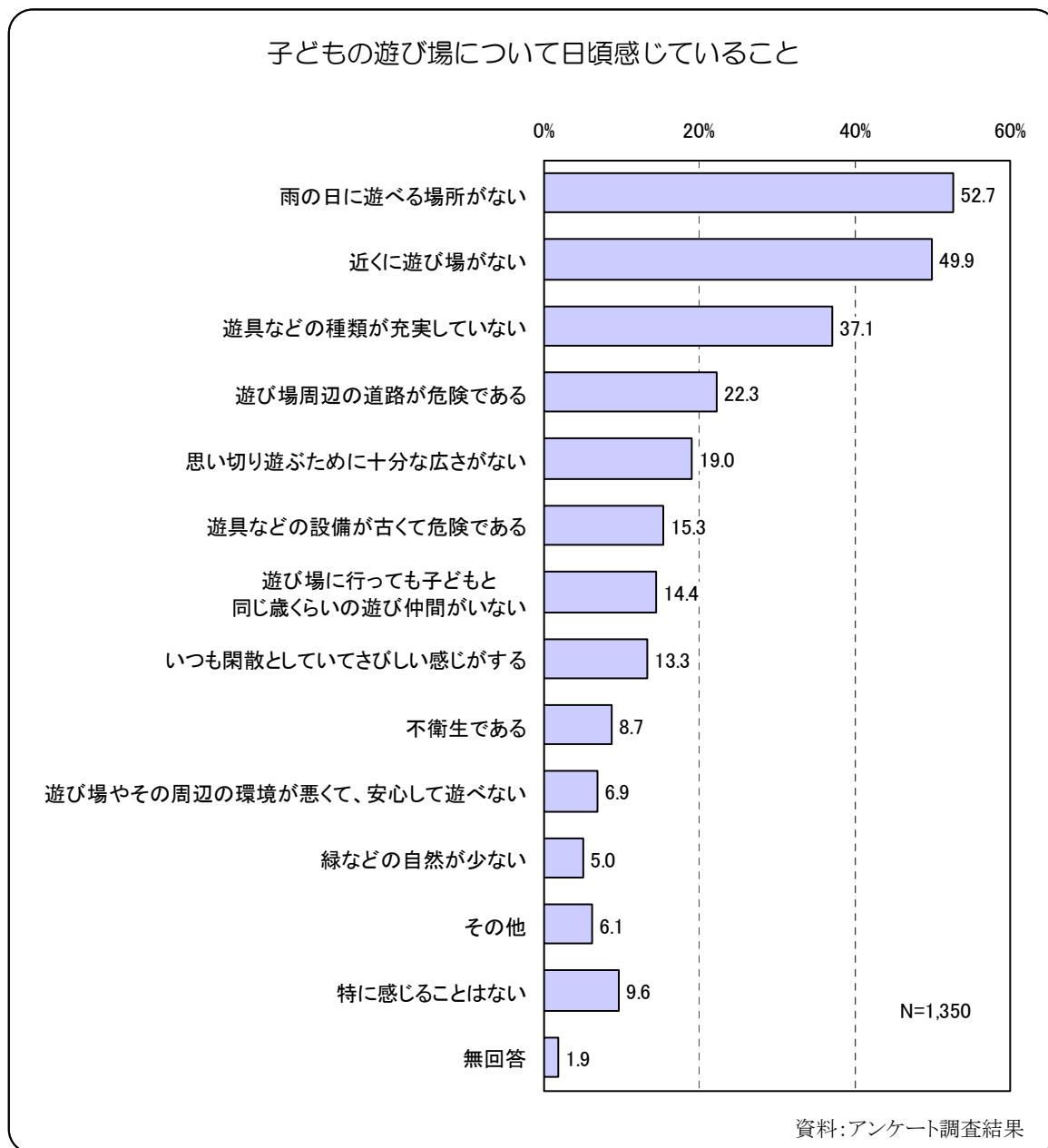
## (2) 子どもと外出するときに困ること・困ったこと

子育て中の保護者に、「子どもと外出するときに困ること・困ったこと」を尋ねたところ、「小さな子どもとの食事に配慮された場所がない・少ない」が31.5%と最も多く、以下、「暗い通りや見通しの悪いところが多く、子どもが犯罪の被害に遭わないか心配である」(29.9%)、「買い物や用事の合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない・少ない」(27.0%)と続いています。



(3) 子どもの遊び場について日頃感じていること

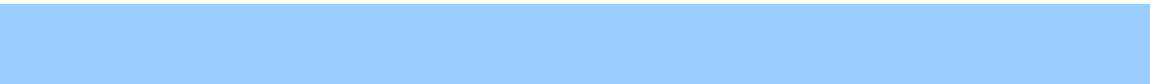
子育て中の保護者に、「子どもの遊び場について日頃感じていること」を尋ねたところ、「雨の日に遊べる場所がない」という回答が 52.7%と最も多く、以下、「近くに遊び場がない」(49.9%)、「遊具などの種類が充実していない」(37.1%)などが続いています。





## 第3章

# 次世代育成支援施策の展開



## 基本目標Ⅰ 子どもがのびやかでたくましく 成長できるまちづくり

私たちは、子どもがのびやかでたくましく成長できるまちをつくります。  
そのために必要なこととして、次の4点を掲げました。

1. 子どもの権利が大切にされる環境づくり
2. 子どもの健やかな育ちを支える環境の充実
3. 充実した学校教育等の推進
4. 配慮を必要とする子どもへの支援

### 1. 子どもの権利が大切にされる環境づくり

#### (1) 現状と課題

平成6年に批准された「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」によって、子どもの最善の利益を守り、健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが合意されました。子どもの成長について、家族は必要な保護の責務を負っており、地域社会はこれを支援していかなければなりません。しかし、今日の少子高齢化や核家族化の進行、情報化の進展による価値観の多様化といった状況は、子どもを取り巻く環境にも大きな影響を与え、様々な課題を生み出しています。中でも、子どもの人権にかかわる乳幼児期からの虐待や、学校におけるいじめや不登校などの問題が増加している実態がみられます。「児童の権利に関する条約」を現実のものとしていくには、家庭での子育て及びそれを支える地域社会、さらには保育園での保育、幼稚園・学校における教育、これらの3つが連携しながら、子どもの人権を守り、夢や希望をもって過ごせる環境をつくっていくことが重要であると同時に、大きな課題ともなっています。特に、子どもの最も重要な人権である生命・身体的自由をおびやかす虐待については、早期発見・早期対応・未然防止のためのさらなる取組が必要であり、家庭内や地域で孤立した子育てにならないように相談機関の充実と、総合的に子育て支援ができるシステムの構築を進めることが重要です。



(2) 本市の今後の取り組み

1. 「児童の権利に関する条約」の普及促進

子どもの健全な成長を保障するためには、子どもを権利の主体者としてとらえることが重要であり、「児童の権利に関する条約」の理念・内容の普及に努め、市民意識の高揚を図ります。

また、学校においては、児童会や生徒会で児童生徒の意見を集約し、その意見を取り入れ、児童生徒自ら発表する場を設けます。

2. いじめの解消・解決

児童・生徒一人ひとりを大切にする心の教育を実践するとともに、いじめは絶対許さない、いじめのサインを見逃さない、日頃から望ましい人間関係をつくっておく等の共通理解を教職員全員がもち、保護者やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった第三者機関と密に連携し、いじめの解消・解決を図ります。

関連事業及び取組内容	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)
事業名:子どもあんしんコール 電話やメールによる相談窓口の設置。青少年教育担当指導員と人権教育担当指導員が対応する。	相談件数 4件	周知率 100%

3. 児童虐待防止等に向けた体制の充実

児童虐待及びDV（ドメスティックバイオレンス）に対して、医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等、関係機関と連携し、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会や実務者会議を開催するなど、組織的かつ専門的対応の徹底を図ります。さらに、育児相談体制の充実や子育てサークル活動の支援等により、育児不安の軽減を図るとともに、幼時健康診査時等には親子間の様子にも注意を払いながら、児童虐待等の予防及び早期発見に努めます。

関連事業及び取組内容	
事業名：宇城市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会	関係機関と連携を図る要保護児童等対策地域協議会の代表者会議及び実務担当者会議を開催。また、必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、情報共有や支援策の検討を行っている。
事業名：こども相談室(家庭児童相談、子育て相談)	家庭児童相談員及び子育て支援コーディネーターが、養育相談や子育て相談に対し、助言・指導及び適切な情報提供等の支援を行っている。また、必要に応じて、専門的な機関を紹介し、関係機関と連携しながら、幅広く子育て支援を行っている。

#### 4. 不登校、不登級児童生徒への対応の充実

適応指導教室における継続的な適応指導や、様々な体験活動を通じた指導等により、不登校及び不登級児童・生徒の学校及び学級復帰のための支援や教育相談の充実を図ります。また、家庭に引きこもっている不登校児童・生徒に対しては、教育相談や生活指導、学習指導の充実を図り、適応指導教室への通室や学校復帰を支援します。

関連事業及び取組内容	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 31 年度)
事業名：適応指導教室「宇城っ子ネット」 不登校、不登級の状態にある子どもに対して、個別に学習、生活の場を提供し、対人関係や集団生活への適応を高め、関係者と連携を保ちながら、学校や学級生活への復帰を促す。	不登校・不登級及びその傾向がある児童・生徒の割合 (小)0.06% (中)2.08%	不登校・不登級及びその傾向がある児童・生徒の割合 (小)0.00% (中)0.00%
関連事業及び取組内容		
事業名：教育相談事業 心理的な要因やいじめ等により、不登校の状態又は傾向にある子どもに対し、「教育相談員」を配置し、相談活動等を行うことにより、学校復帰を支援し、子どもの社会的自立に資することを目的とする。 ※教育相談員関連業務：適応指導教室・不登校対策・特別支援教育		

### 5. 道徳教育の充実

「自分で課題を見つける力」、「自ら学び、自ら考える力」、「意欲をもって活動し、よりよく問題を解決できる力」等の「生きる力」を育むために、道徳教育、福祉教育、人権教育などの充実による実践力の育成を図ります。

さらに、道徳の教科化にともない、「熊本の心」などの教材を活用し、1人1人が多角的に考え、判断し、適切に行動するための資質・能力を身につけられるよう教育内容の充実を図ります。

### 6. スクールカウンセラー等の充実

生徒の思春期における様々な心の問題にも対応できるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、支援体制の充実を図ります。

関連事業及び取組内容	現 状 値 (平成 26 年度)	目 標 値 (平成 31 年度)
事業名：熊本県「スクールカウンセラー活用事業」	不登校及びその傾向がある児童・生徒の割合 (小) 0.06% (中) 2.08%	不登校及びその傾向がある児童・生徒の割合 (小) 0.04% (中) 1.70%
児童生徒等の心のケアに資するため、スクールカウンセラーを拠点校等に配置し、児童生徒の心の相談にあたる。		

### 7. 子どもの心の問題に係る相談体制の充実

思春期の心の問題に対応するために、専門家による相談体制の強化や、相談窓口のさらなる周知を図ります。専門家による相談体制の強化として、スクールカウンセラーや臨床心理士等の専門家を学校に配置し、児童・生徒へのカウンセリング等支援体制の充実を図ります。

関連事業及び取組内容
事業名：家庭児童相談
児童福祉センター所属の家庭児童相談員が、対象児童及びその家族と直接関わり、児童が安心して登校できるよう学校の協力を得ながら支援を行っている。また、学校側やスクールソーシャルワーカー等と個別ケース検討会議を開催し、情報共有を行い役割分担を決め支援を行っている。

8. 関係機関との連携による、個別のニーズに応じたきめ細かな支援の実施

子どもが被害者となる事例相談が増加傾向にあるため、各種関係機関と連携した個別対応を図ります。

## 2. 子どもの健やかな育ちを支える環境の充実

### (1) 現状と課題

子どもの病気や事故に対して、親や周囲の人は、常に子どもの状態や環境を考慮して、その予防対策を行う必要があります。

子どもの病気の予防については、乳幼児健康診査による疾病因子の早期発見のほか、予防接種が有効であり、接種に対する保護者等の理解を深め、高い予防接種率を維持することが課題となっています。

また、子どもの病気や事故への速やかで適切な対処のために、そして子どもの発育等で不安を抱える親自身のためにも、かかりつけ医を持ち、加えて保護者自身も正しい救急法を身に付けることが必要です。

さらに、子どもが思春期になれば、過度のダイエットや夜更かしといった日常生活上のことだけでなく、喫煙や飲酒、性に関する問題行動が現れることもあります。また、薬物乱用は一般市民にも広がりを見せており、従来に比べると、子どもたちが薬物に接する可能性は高まっていると言えます。

学校、家庭、地域が一体となって何が問題であり、どのような危険があるのかを子どもに教え、見守ることが大切です。

### (2) 本市の今後の取り組み

#### 1. 食育の推進

心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、食に関する知識や食を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践することができる人間を育てます。食育推進計画に基づきライフステージに応じた食育の推進を図ります。

関連事業及び取組内容	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 31 年度)
事業名：「栄養指導」 母子健康手帳交付、各乳幼児健診、離乳食教室などで栄養指導を行う。	朝食を毎日食べる3歳児の割合 92.2%	朝食を毎日食べる3歳児の割合 97%

#### 2. 乳幼児健康診査の充実

各種乳幼児健康診査の充実を図るとともに、未受診児の把握に努め、健康診査の結果、支援が必要な場合は適切な援助を行います。

関連事業及び取組内容	現 状 値 (平成 26 年度)	目 標 値 (平成 31 年度)
事業名：「乳幼児健康診査」 乳幼児の健やかな発育の確認と母親の育児不安の支援のため、4か月、7か月、1歳6か月、3歳児の健診を行う。	乳幼児健康診査の受診率 →(4カ月児)98.0% →(7カ月児)94.7% →(1歳6カ月児)96.5% →(3歳児)98.4%	乳幼児健康診査の受診率 →(4カ月児)100% →(7カ月児)100% →(1歳6カ月児)100% →(3歳児)100%

### 3. 予防接種の推進

すべての子どもが正しい知識のもと、安全に計画的に予防接種を受けられるよう各種健康診査や健康相談等により、予防接種の意義や重要性、受け方などについて正確な情報を提供します。

### 4. 歯の健康づくりの充実

各種歯科健康診査時のフッ素塗布や保育施設及び小中学校でのフッ素洗口を実施することにより、歯質面の強化を図るとともに、健康診査時や保育施設及び小中学校での学校歯科医等によるブラッシング指導や健康教室を通し、むし歯予防の知識の普及とブラッシングの習慣化に向け歯の健康づくりを支援します。

関連事業及び取組内容	現 状 値 (平成 26 年度)	目 標 値 (平成 31 年度)
事業名：「歯科保健事業」 1歳半、2歳、3歳児で歯科健診及びフッ素塗布、歯科衛生士による歯科指導を行う。 市内保育園、幼稚園に通う年中児、年長児に対し、フッ素洗口を行う。	3歳健診におけるむし歯有病者率 32.0% (H26.12末現在) むし歯有病者率 (永久歯) 小5年→ 31% 中3年→ 48%	3歳健診におけるむし歯有病者率 27% むし歯有病者率 (永久歯) 小5年→ 28% 中3年→ 45%
関連事業及び取組内容		
事業名：熊本県むし歯予防対策事業(宇城市小中学校フッ素洗口事業)		
子どものむし歯予防対策として、「フッ素洗口」を小中学校の児童生徒に対し、実施することにより、歯質を強化し、むし歯を減少させることを目的とする。		

### 5. 乳幼児期の事故防止に関する啓発

乳幼児健康診査等の場を通じて、誤飲、転落、転倒、やけど等、子どもの事故防止のための啓発等の取組を進めます。

### 6. 疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進

医療機関との連携を図り、先天性代謝異常検査、各種乳幼児健康診査、発達相談等により、疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育に努めます。

関連事業及び取組内容
事業名：宇城地域療育センター事業
障がいのある子どもを持つ保護者等に対し、子どもの療育に関する悩みや不安の軽減を図るため、訪問支援・外来支援・施設支援を行う。

### 7. 多様化する発達障がいに対応できる相談体制の整備

LD（学習障害）、ADHD（注意欠如多動症）、自閉症スペクトラムなど、多様化する発達障がいに対応できる相談体制の整備を図ります。

関連事業及び取組内容
事業名：熊本県特別支援教育総合推進事業（特別支援教育取組の方向）
発達障がいを含め特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の豊かな成長、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

### 8. 小児救急医療体制の充実

医師会等の協力により、いつでも小児科専門医の診察が受けられるよう、休日、夜間救急医療体制の充実を図ります。

### 9. 応急処置法の指導・啓発

市民が正しい応急処置法を身に付けられるよう、消防署員による出前講座を実施するなど、応急処置法の指導・啓発に努めます。



### 10. 保健センターや学校における健康診断等の推進

障がいの原因となる疾病や事故の予防・早期発見・治療のため、妊婦・乳幼児・学校での健康診断を実施します。また、学校と保健師との連携による実施により、子どもの頃からの生活習慣病予防に取り組みます。

### 11. 子どもの遊び場、親子による交流・自然体験ができる場の提供

公園や芝生広場など、子どもの遊び場の維持管理を図るとともに、幼稚園、保育園、児童館等における各種行事などを通じ、親子による交流・自然体験の場を提供し、親子の相互理解やふれあいを促進します。

### 12. 地区自治公民館活動の活性化

自治会活動や地区自治公民館活動においては、幅広い年齢層の人たちが集う場所です。次代を担う子どもたちの体験活動などを支援するためにも、地区自治公民館活動を積極的に支援します。

関連事業及び取組内容	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)
事業名:自治公民館長研修会	参加者数 200人	参加者数 300人
地区自治公民館を拠点とした地域交流を推進するため、館長研修を開催する。		

### 13. 地域文化の伝承

地域に昔から伝わる遊びや行事、伝統芸能・技術などを子どもたちに継承し、郷土愛を育むため、地域の関係者や団体と連携して、子どもたちが体験できる機会の充実を図ります。

関連事業及び取組内容	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)
事業名:伝統文化芸能まつり	伝統文化 芸能団体 6団体参加	伝統文化 芸能団体 7団体参加
宇城市の宝である地域の伝統芸能を取り巻く環境は厳しいものであり、各地で伝承されてきた民俗芸能を確実に継承していくために伝統文化芸能まつりを開催する。	地域に伝わる 民俗芸能 1団体参加	地域に伝わる 民俗芸能 1団体参加



#### 14. ボランティア活動の普及・促進

子どもたちの社会性や協調性、主体性を高めるため、子ども自らが企画し実践する多様なボランティア活動を促進するとともに、特に、中学・高校・大学生が子どもたちとふれあえるボランティア活動の機会充実を図ります。

関連事業及び取組内容	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)
事業名: 児童通学合宿 公民館等の施設を利用した集団合宿のメニューにボランティアを織り込む。	5校実施 参加児童 124人	5校実施 参加児童 150人
事業名: 宇城っ子のつどい 児童の野外体験活動の班別リーダーとして、児童の指導に当たる。	高校生18人 中学生3人	高校生20人 中学生10人

#### 15. 食に関する生涯学習の場の提供

思春期の健康管理と将来の生活習慣病予防等、食の重要性に鑑み、「食」に関し学び考える生涯学習の場を提供していきます。

関連事業及び取組内容	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)
事業名: 親子料理づくり教室等 青少年地区民会議家庭部会による親子や家族との料理づくり教室を開催する。	3地区で開催	全地区開催

#### 16. 外食等栄養成分表示の普及啓発

ふだんからバランスのよい食事を心がけられるよう、外食等栄養成分表示の普及啓発を推進します。

#### 17. 余暇活動の推進

単なる休養やストレスコントロールのための余暇活動というにとどまらず、各自の目的に応じ、自己の可能性を試し、新しい自分を発見する場としての余暇活動の推進を図ります。

関連事業及び取組内容	現 状 値 (平成 26 年度)	目 標 値 (平成 31 年度)
事業名：公民館講座	講座数 45 講座	講座数 50 講座
余暇活動の推進のため、講座を公民館等施設で開催する。		

### 18. 喫煙・飲酒・薬物乱用防止

未成年者の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、それらの健康への影響について正しい情報提供と啓発を行います。

### 19. 情報機器に対応する使用ルールづくりの普及啓発

「ケイタイ」、「スマートフォン」、「タブレット」などインターネットを活用した情報送受信機器などによる被害を防止するため、使用する側の危機意識と、情報を発信する場合の管理意識について、常識的な判断と道徳性を重視した内容の提供ができるよう、PTAとともに「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」等を活用した使用ルールづくりの普及啓発を推進します。

### 20. 子どもの自立促進に向けた教育の充実

子どもが社会の仕組みを知り、将来、社会の一員としての責任と自覚をもって自立できるよう、家庭や地域とも連携をとりながら、「生きる力」を育む教育の充実を図ります。

関連事業及び取組内容	現 状 値 (平成 26 年度)	目 標 値 (平成 31 年度)
事業名：児童通学合宿	5 校実施 参加児童 124 人	5 校実施 参加児童 150 人
地域住民による実行委員会組織を設置し、公民館等の施設を利用した集団合宿を行う。		

### 3. 充実した学校教育等の推進

#### (1) 現状と課題

子どもがいきいきと育つためには、子どもの生活の大きな部分を占める学校生活が充実したものでなくてはなりません。

確かな学力を身に付けるための教育内容の充実はもちろんのこと、集団生活に伴う様々な規律の中で、子ども自らが考え、判断し、行動できる自主性を重視した、楽しく学べる学校づくりを保護者や地域社会とともに考える必要があります。

#### (2) 本市の今後の取り組み

##### 1. 教育内容の充実

児童・生徒の学力の実態を把握し、その結果を学習指導の工夫・改善に生かし、きめ細かな指導を行うことにより、児童・生徒の確かな学力の向上を図ります。

関連事業及び取組内容	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)
事業名:「ゆうチャレンジ」の活用 学習指導要領の目的実現に向け、基礎基本の定着、知識や技能の到達度、自ら学ぶ意欲や思考・判断力及び表現力の到達度を客観的に把握できる評価問題として県が独自に開発。この結果を学習指導の工夫・改善に生かし、児童生徒の学力向上を図る。更に学校教育審議員を派遣し、教員の指導力向上を図る。	ゆうチャレンジ 実施校:18校  教育審議員派遣 校:18校	ゆうチャレンジ 実施校:18校  教育審議員派遣 ↓ 指導主事による指導: 18校

##### 2. 社会体験的な学習機会の拡充

国際理解、情報、環境、福祉・健康等の今日的課題について、体験的な学習機会を拡充するなど、「生きる力」の育成を図ります。

##### 3. 学校図書館の充実と活用の促進

学校では、読み聞かせや本の紹介などにより、児童・生徒の興味・関心を喚起し、読書習慣の形成を目指すとともに、学校図書館等の積極的な活用を

促し、読書活動の質・量の充実を図ります。また、ゆとりのある快適な読書スペースの確保など学校図書館等の環境を整備するとともに、各学校における読書環境の整備に努めます。

関連事業及び取組内容	
事業名：学校図書館図書購入	
	学校図書館積極的な利活用を促し、読書活動の充実に向け、学校規模に応じた冊数の確保を図るため、図書等購入を継続的に行う。

#### 4. 児童会や生徒会活動等の充実

児童・生徒が相互に協力し、よりよい学校生活を築く自主的・実践的な態度を育成するため、全小・中学校において児童会・生徒会や各種委員会活動に適切な時間数を充て、児童会・生徒会活動等の充実を図ります。

#### 5. 子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実

子どもが、社会の変化の中で主体的に生きていくため、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けることができるよう、以下の項目の充実に努めます。

- ・教職員や保育者の研修の実施
- ・少人数指導やチーム・ティーチングの実施
- ・助成の視点に立った生徒指導や進路指導の実施

#### 6. ゲストティーチャーの活用による学校教育の活性化

学校という枠を越えて、子どもたちが積極的に人と関わりを持つことにより、視野を広げ、自分の生き方を幅広く深く考えるきっかけとなるよう、引き続き外部講師の積極的な招聘に努めます。さらに、就学前の保育園・幼稚園・児童館や子育てサークル活動などにも、外部講師を招くよう、働きかけていきます。

## 7. 安全で安心な学校施設の整備

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす生活の場であり、快適な環境のもと学習することができるよう、学校間のバランスも考慮して計画的な整備を行います。

関連事業及び取組内容	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)
事業名：・防災機能強化事業 ・水泳プール改築事業 ・大規模改修事業 ・防災機能強化のための天井材及び照明器具等の非構造部材の落下防止工事 ・昭和40年代建設の水泳プールの改築 ・屋内運動場及び校舎の大規模改造	①耐震改修状況 ・第2次診断実施率100% ・耐震化率100% ②屋内運動場等の非構造部材耐震対策実施率39.1% (9/23施設)	屋内運動場等の非構造部材耐震対策実施率100%

## 8. 幼稚園・保育園と小・中学校との連携

幼稚園・保育園間、小学校・中学校間の連携を密にし、相互の課題について共通理解を深めることで、進級・進学時の円滑な移行を図ります。

また、中学校区ごとに、幼保小中連携プログラムを作成し、小1プロブレム・中1ギャップ等の解消に努めます。

## 9. 子どもの職業体験機会の充実

子どもたちの就労観を高め、技能の大切さを体感できるよう、地域の理解を求めながら様々な職業体験の機会の確保に努めます。

## 10. 交流学习等の推進

障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流学习や共同学習を積極的に推進し、その相互理解を促進します。

### 1.1. 児童生徒のスポーツ環境の充実

地域との連携を深め、優れたスポーツ指導者のもと部活動をはじめとするスポーツ活動を充実させるとともに、学校におけるスポーツ環境全般の充実を図ります。

関連事業及び取組内容
事業名:①小中学校部活動補助金 ②児童生徒の体育大会等参加費用補助金
①児童生徒の心身の育成のため部活動に対し補助を行う。 ②大会出場の際に、大会規模に応じた補助を行う。

### 1.2. 性教育等の充実

小学校では、発達段階に応じた指導計画を立案し、体育科や総合的な学習の時間の中で、生命の大切さ・尊さを理解する教育を実践し、自他の生命の大切さに気づき、適切な行動がとれるよう指導の充実を図ります。

また、中学校・高等学校では、保健体育科・家庭科や保健師等による出前講座で、人間の性に対する基礎的・基本的なことを正しく理解させ、自己の性に対する認識をより確かにさせるとともに、望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の習得など、性教育の充実を図ります。

さらに、インターネット上の有害情報やリベンジポルノなどの性的被害から子どもを守るため、子どものメディアへの過度な依存による弊害について啓発し、情報モラル教育の充実を図ります。

### 1.3. 性感染症の情報提供と予防の啓発

性感染症（性的接触によって感染する病気）の危険性や感染の実態に関する情報提供と感染予防の啓発に努めます。

#### 14. 命の大切さや家庭の役割などについての理解

女性の社会進出・男性の育児参画や男女協働のパートナーシップによる夫婦の連携の大切さや性を理解できる教育内容の充実を図ります。

#### 15. 小・中学生と乳幼児のふれあい体験

中学生が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解するために、保育園、幼稚園、乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げます。

#### 16. 健康診断・体力測定結果の活用

子ども自ら、自己の身体や健康の状態を把握・確認しながら健康管理ができるよう、健康診断・体力測定結果の活用を図ります。

#### 17. 健康教育の充実

薬物乱用防止や命の大切さ、性を尊重する正しい知識などを身につけさせるため健康教育を推進します。また、自らの問題として受け止められるように、身近な事例を取り入れた内容にするなど、生涯にわたる心身の健康保持・増進に必要な知識や、適切な生活習慣等を十分理解できるよう教育内容の充実を図ります。

小学校の体育科、中学校の保健体育科における保健学習や関連教科、学級活動・ホームルーム活動を中心とした保健指導を充実させ、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うとともに、薬物乱用・飲酒喫煙防止教育等、小学校からの段階的な健康教育の充実を図ります。



## 4. 配慮を必要とする子どもへの支援

### (1) 現状と課題

様々な事情により支援の必要性が高い全ての子どもに対して、家族はもとより、地域や行政を含む全ての人や機関が手を差し伸べ支えることが大切です。

心身の障がいにより、日常生活や社会活動で多くの制約を受けている子どもについては、ノーマライゼーション※の理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことでその制約を少しずつでも取り除いていくことが大切です。そのためには、公的サービスの充実もさることながら、市民一人一人が障がいに対する理解を深め、地域の障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要となります。障がいがあるために、他の様々な能力を発揮する機会が妨げられることのないよう、療育・教育指導体制が確立されなければなりません。

LD（学習障害）、ADHD（注意欠如多動症）、自閉症スペクトラムなど、対象となる児童生徒が増加傾向にあり、また、対象となる障がい種別が多様化、複雑化している状況を踏まえて、それらに対応できる体制を整えていく必要があります。

※障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方

### (2) 本市の今後の取り組み

#### 1. 障がい児理解のための啓発

障がい児や障がい児のいる家庭を暖かく見守り、支援するための地域づくりを実現するため、多様化する障がいと障がい児に対する理解を深めるための啓発を行います。

#### 2. 療育体制の整備・充実

障がいの早期発見から早期療育への迅速な対応を図り、障がい児ができるだけ早い段階で適切な支援を受けられるよう、医療、教育、行政等の障がい児に関わる各関係機関との情報の共有化や連携を図りながら療育体制を整備します。



関連事業及び取組内容	
事業名：宇城地域療育センター事業	
	障がいのある子どもを持つ保護者等に対し、子どもの療育に関する悩みや不安の軽減を図るため、訪問支援・外来支援・施設支援を行う。

### 3. 障がい児保育等の充実

障がいのある子どもが生まれ育った地域の、保育園、幼稚園で保育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育園、幼稚園での受け入れを行うよう努めるとともに、子どもの心身の状況の正確な把握に努め、子どもの発達が進められるよう保育内容の充実を図ります。

### 4. 療育・教育相談・就学指導体制の充実

多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がい児個々の実態に即して就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導に努めます。

関連事業及び取組内容	
事業名：宇城地域特別支援連携協議会(教育相談会)	
	特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の育児や就学・進学、学習等について、必要な支援を行うため、個々の子どもの教育的ニーズに応じて、保護者・保育士・教員等に対し専門的な助言を行う。

### 5. 療育・教育相談・就学指導に関する広報の充実

障がい児を抱える保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、障がい児に関わる療育・教育相談や就学指導等について分かりやすく説明したパンフレット等を作成、配布し周知に努めます。

## 6. 障がい児に対する教育支援体制の整備

学校における特別支援学級の設置充実を図ります。また、特別支援教育に携わる教員などの資質向上を図ります。

関連事業及び取組内容	
事業名：	宇城市特別支援教育総合推進事業
	宇城市における特別支援教育を一層推進するため、宇城市特別支援教育連携協議会を設置し、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携を図り、宇城市及び各地区における支援体制を構築するとともに、特別支援教育に係る教員等の専門性の向上と関係者への理解・啓発を図る。

## 7. 障がい児教育の充実

障がい児一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者との連携を深め、適切な教育的支援を行います。また、特別支援学級担当者の研修等を一層充実させ、LD（学習障害）、ADHD（注意欠如多動症）、自閉症スペクトラムなど、障がい種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制を充実させるとともに、全教職員に対して障がい児教育に関する学習会・研修会等への参加を促進します。

関連事業及び取組内容	
事業名：	研修実施
	市内幼稚園、保育所、小中学校、高校のコーディネーターを始めとする特別支援教育に関わる担当者への知識の向上を図るための研修等の実施

## 8. 在宅心身障がい児に対する支援の充実

心身障がい児に対するホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等在宅福祉サービスの充実及び相談支援事業の充実を図ります。

関連事業及び取組内容	
事業名：	児童発達支援事業
	日常生活における基本的な動作の指導、知識事業の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。

関連事業及び取組内容	
事業名：日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図る。
事業名：障害児タイムケアサービス事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図る。

## 9. 障がい児とその家族に対する支援

心身障がい児やその監護者、養育者に対し、各種手当の支給、医療費の助成を行うとともに、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付を通じて生活支援を行います。また、特別支援学級に在籍する児童生徒への特別支援教育就学奨励費の支給など、経済的な支援を行います。

発達障がいを含めた、障がいのある子どもに対する適切な支援のために、保護者やいろいろな人とつながって、育ちの中で一貫した支援が行われるよう相談支援ファイル「よかところファイル」を保護者にお渡しします。

関連事業及び取組内容	
事業名：相談支援ファイル「よかところファイル」の活用	子どものことを知ってほしい時に、関係者（医療・保健・福祉・労働・保育、教育関係者等）に見せ、情報を共有するのに活用し役立てていただくため、保護者にお渡しする。

## 10. 学童保育所における障がい児の受入の充実

地域の学童保育所においても障がい児の受け入れができるように、要望に応じた施設改修・支援員研修会等の実施等受入体制を充実していきます。

## 基本目標Ⅱ 安心して子どもを 生み育てられるまちづくり

私たちは、安心して子どもを生み育てられるまちをつくります。  
そのために必要なこととして、次の4点を掲げました。

1. 安心して妊娠・出産できる環境づくり
2. 子育て家庭に対する相談・情報提供の充実
3. 援助を必要とする子育て家庭への支援
4. 子育て家庭に対する経済的な支援

### 1. 安心して妊娠・出産できる環境づくり

#### (1) 現状と課題

妊娠中の母体および胎児の健康と、安全な出産を確保するためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と、家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制が必要です。

近年、早産、低出生体重児が増加した要因として、歯周疾患、喫煙、飲酒、妊娠中の高血圧、不適切な体重増加などが指摘されています。また、胎児期から乳幼児期に至る栄養環境が将来の生活習慣病の発症リスクに影響することが指摘されており、低出生体重児の割合を減少させることが、成人期の生活習慣病を予防することにつながります。加えて、妊娠中の高血圧や糖尿病等は、将来、母親自身の生活習慣病を引き起こす可能性を高くします。

妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、適切な保健指導を行うことで、安心して妊娠・出産できる環境を構築していきます。

(2) 本市の今後の取り組み

1. 妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発

妊娠期から夫婦でともに協力しあいながら妊娠中を順調に過ごし、安心して出産に望めるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

関連事業及び取組内容	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 31 年度)
事業名: 妊婦保健指導	妊娠中に喫煙する人の割合 →3.3%	妊娠中に喫煙する人の割合 →0%
妊婦に対し、妊娠・出産に対する正しい知識の普及・啓発を行う。	妊娠中に家族が喫煙している人の割合→58.5% 妊娠中に飲酒する人の割合→0.5% (H26.12 末現在)	妊娠中に家族が喫煙している人の割合→40% 妊娠中に飲酒する人の割合→0%

2. 母子健康手帳の早期交付

妊娠 11 週までに母子健康手帳の交付と面接相談を行えるよう、早期の妊娠届提出を呼びかけます。

関連事業及び取組内容	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 31 年度)
事業名: 妊婦保健指導	妊娠 11 週以下での妊娠の届け出率→90.3%	妊娠 11 週以下での妊娠の届け出率→95%
母子健康手帳交付などにおいて、妊婦に対し、保健指導を行う。		

3. 妊産婦訪問指導の充実

既往妊娠時に異常のあった妊産婦等、個別の支援を要するハイリスク妊産婦や出産に不安を抱いている妊婦に対する訪問指導を充実し、安全・安心な妊娠・出産の確保を図ります。

関連事業及び取組内容	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 31 年度)
事業名: 妊婦保健指導	①低出生体重児(2500g未満)の割合→7.9% そのうち、極低出生体重児(1500g未満)の割合→16.7% 正期産にもかかわらず低出生体重であった児→57.1% ②乳児死亡→2人 平成 25 年(1 月～12 月)	①低出生体重児(2500g未満)の割合→6.0% そのうち、極低出生体重児(1500g未満)の割合→12% 正期産にもかかわらず低出生体重であった児→45.0% ②乳児死亡→0人
妊婦に対し、妊娠・出産に対する正しい知識の普及・啓発を行う。(母子保健における評価指標)		

#### 4. 喫煙についての知識の普及と禁煙・分煙の推進

妊産婦相談等で喫煙についての知識の普及を図るとともに、妊娠・授乳期にかけての家族の禁煙と周囲の人への分煙等を啓発、推進します。

#### 5. 特定不妊治療に対する助成制度の広報

体外受精及び顕微授精の特定不妊治療にかかる県の費用助成制度の広報に努めます。

#### 6. 男性の育児への積極的参加の促進

妊娠期からの父親の育児参加のための啓発資料を配布するとともに、男性を含めた育児セミナーなどにより、男性の育児への積極的参加を促進します。

## 2. 子育て家庭に対する相談・情報提供の充実

### (1) 現状と課題

少子化や核家族化の進展、地域コミュニティにおける関係の希薄化等の社会環境の中で、子育て中の親は孤立しやすい環境にあります。万一、親が孤立したときに、どこにも相談できないという事態に陥ってしまうと、場合によっては深刻な結果を招いてしまうことになりかねません。

困ったときに気軽に相談できる人や窓口をできるだけ多く確保しておくことが、子育て家庭の孤立を防ぎ、何かがあったとしても何とかできるという安心感にもつながります。

虐待は、外からは見えにくい家庭の中で行われていることが多いため、なかなか把握できない性質があります。虐待を未然に防止し、虐待があったとしてもできるだけ早く発見し、迅速に対応することが必要ですが、そのためには、家庭内や地域で子育てする人が孤立しないように相談体制を一層充実させていかなければなりません。

子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てに対するどのような悩みや不安でも気軽に相談・支援できる体制の充実及び情報提供の充実に努めていきます。

### (2) 本市の今後の取り組み

#### 1. 子育てに関する相談や学習の場の充実

母子保健事業としての各種相談・健康教育事業や、子育て支援センターにおける子育ての相談・指導や子育て情報提供の充実に努めます。

関連事業及び取組内容	
事業名：こども相談室(家庭児童相談、子育て相談)	
	家庭児童相談員及び子育て支援コーディネーターが、養育相談や子育て相談に対し、助言・指導及び適切な情報提供等の支援を行っている。また、必要に応じて、専門的な機関を紹介し、関係機関と連携しながら、幅広く子育て支援を行う。



## 2. ホームページやガイドブック等の充実

子育てに関する地域の情報を広くタイムリーに提供するため、市の公式ホームページ上の子育て情報の充実を図るとともに、各種子育て支援サービスを利用するための子育てガイドブックなど、各種情報誌の充実を図ります。

## 3. 子育ての仲間づくりの促進

乳幼児健康診査などの機会を利用して、育児グループのPRを行い、魅力あるグループ・サークルづくりを支援することによって、子育ての仲間づくりを促進します。また、市の各種相談事業等が、子育ての仲間づくりにつながるよう、その実施方法の改善を図ります。

関連事業及び取組内容
<p>事業名：親育て支援事業「NPプログラム」</p> <p>NPプログラムを開催し、子育てに悩む母親同士の交流の場を設け、互いに悩みを相談できる関係づくりを促す。また、この事業をきっかけに自主サークルが発足した例がある。定員12人で週1回、連続8回の講座。</p>

## 4. 地域子育て支援拠点事業の実施

乳幼児のいる子育て中の親子に、相互に交流できる場の提供と、育児相談や情報提供、講習会等の支援を行います。市内7カ所で実施します。

(第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照)

## 5. 乳児家庭全戸訪問事業の実施

生後4カ月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き子育て支援に関する情報提供等を行い、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

(第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照)



## 6. 養育支援訪問事業の実施

乳児家庭全戸訪問事業等により、支援が必要な家庭に対して、安定した養育ができるよう継続的に適切なサービス提供を図ります。

(第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照)

## 7. 親子ふれあい支援事業・親育ち支援事業の充実

育児不安等の親への支援として“Nobody’s Perfect”（NP）プログラム事業や親子あそびの教室により子育て支援の充実を図ります。

また、くまもと「親の学び」プログラム事業を実施し親同志の繋がりを作り、新たな「気づき」を得る機会の一つとして支援を行います。

関連事業及び取組内容	
事業名：親子ふれあい支援事業「親子あそびの教室」	就園前の児童とその保護者を対象とした、親子ふれあい支援事業「親子あそびの教室」を実施。月齢別に2グループ(1グループにつき親子12組)に分け、6月から翌3月までの10か月間、各グループ月1回開催している。保育士資格を持つ子育て支援コーディネーターが、親子での遊びを通して、ひとりひとりの子どもに沿った関わり方、子どもの発達を促す丁寧な子育てについて、保護者への提供を行う。
事業名：親育て支援事業「NPプログラム」	NPプログラムを開催し、子育てに悩む母親同士の交流の場を設け、互いに悩みを相談できる関係づくりを促す。また、この事業をきっかけに自主サークルが発足した例がある。定員12人で週1回、連続8回の講座。
事業名：くまもと「親の学び」プログラム	熊本県主体の事業で、家庭教育支援を図る。プログラムを通じ親同志で子育ての悩みを共有し合い、互いに相談できる関係づくりを促す。

※「NPプログラム」の注釈

Nobody’s Perfectプログラムは、1980年代はじめにカナダで生まれた、0歳から5歳までの子どもを持つお父さんとお母さんのためのプログラムです。ファシリテーターのサポートにより、子どもの体や心の発達・子育てについてなど、参加される方々が抱えている悩みや、関心のあることについて、交流しながら自分に合った子育ての仕方を学んでいきます。

## 8. 男女共同参画意識の啓発

男女の固定的な役割分担意識の是正のための啓発、広報活動を推進するとともに、家庭生活や地域活動へ男性の参加を促すため、男女共同参画講座や地域への出前講座を実施します。

## 9. 児童虐待防止等に向けた体制の充実【再掲】

児童虐待及びDV（ドメスティックバイオレンス）に対して、医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等、関係機関と連携し、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会や実務者会議を開催するなど、組織的かつ専門的対応の徹底を図ります。さらに、育児相談体制の充実や子育てサークル活動の支援等により、育児不安の軽減を図るとともに、幼児健康診査時等には親子間の様子にも注意を払いながら、児童虐待等の予防及び早期発見に努めます。

関連事業及び取組内容	
事業名：宇城市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会	関係機関と連携を図る要保護児童等対策地域協議会の代表者会議及び実務担当者会議を開催。また、必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、情報共有や支援策の検討を行っている。
事業名：こども相談室（家庭児童相談、子育て相談）	家庭児童相談員及び子育て支援コーディネーターが、養育相談や子育て相談に対し、助言・指導及び適切な情報提供等の支援を行っている。また、必要に応じて、専門的な機関を紹介し、関係機関と連携しながら、幅広く子育て支援を行っている。

### 3. 援助を必要とする子育て家庭への支援

#### (1) 現状と課題

子育てについては、核家族化の進行と男女の固定的な役割分担意識の下で、特に母親への肉体的、精神的な負担が大きくなっています。そのため、自分の自由な時間がもてないなどの悩みが広がっています。また、冠婚葬祭などの用事でどうしても子どもを預けなければならないことも少なくありません。

このような子育ての悩みを解消し、ゆとりをもって子育てを行うためには、安心して子どもを預けられる場所が身近にあることが重要です。安易な子育ての放棄は許されませんが、子どもを預けて一時的に子育てから解放されることで育児ストレスを軽減することも可能です。祖父母をはじめとする親族に頼ることが困難な家庭については地域社会の中で、そのような場所を確保していくことが重要です。

また、子どもの預け先がないために、いろいろなイベントや行事、講座への参加をあきらめるという事態が発生しないよう、託児コーナーの設置など、主催者側にも子育て中の保護者への配慮が求められます。

#### (2) 本市の今後の取り組み

##### 1. 一時預かり事業の充実

子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、一時預かり事業の充実を図ります。

(第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照)

##### 2. 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ事業）の実施

保護者が病気や事故等で一時的に家庭での児童の養育ができなくなった場合に、市外の児童福祉施設等において、生活指導や食事の提供等を行います。

(第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照)

### 3. 行政主催のイベント等への託児コーナー設置

子育て中の保護者に配慮し、行政が主催するイベントや講座等には、できる限り託児コーナーを設置するよう努めます。また、社会福祉協議会と連携して、必要となる託児ボランティアの養成を図ります。

### 4. ファミリー・サポート・センター事業の充実

子育て世帯の支援のため、広く事業を PR すると共に、利用者のニーズを把握し、会員の増員を図ります。

(第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照)

### 5. 病児・病後児保育事業

就労支援として、病院と保育園の連携により、体調不良の児童への緊急対応等を継続していきます。

(第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照)

### 6. 保育園受入児童の拡充

計画期間各年度における利用定員の見直し及び公共施設の見直し(民営化)による定員拡大により保育ニーズへの対応を図ります。

(第4章「2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保」参照)

### 7. 休日保育事業

利用者の関係で当面は宇城市管内では1園で対応します。管外の受入も可能です。

## 4. 子育て家庭に対する経済的な支援

### (1) 現状と課題

昨今の厳しい経済情勢の中、児童手当や医療費助成など、子育てに伴う経済的な負担の軽減施策の充実は家庭における子育て支援の重要課題の一つとなっています。

平成25年に成立した「生活困窮者自立支援法」では、生活困窮者を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義しています。生活の困窮がそのまま子どもの育ちのゆがみにつながるわけではありませんが、生活困窮者の多くが社会から孤立していたり、様々な課題を複合的に抱えていたり、さらに、生活の困窮がネグレクト等の遠因になる可能性もあるため、慎重かつ適切な対応が求められます。

各種手当での支給や各種補助による経済的な支援を行う一方で、買い換えの周期が短く、まだ十分利用可能であるにもかかわらず捨ててしまうことの多い子育て用品については、地域でのフリーマーケット等を通じたリサイクル活用を進めるなど、子育て費用の軽減策をそれぞれの家庭や地域で考えることも必要です。

### (2) 本市の今後の取り組み

#### 1. 各種手当の支給

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障がい児福祉手当等の支給により、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。

#### 2. 保育所保育料・幼稚園保育料の補助

保育所保育料については、同一世帯から2人以上の子どもが入所した場合、保育料の減免を行なっています。

幼稚園就園奨励費補助については、1人でも入園していれば減免の対象としています。また、第3子以降の児童の保育料等の無料事業を継続していき、今後も引き続き、保護者の経済的不安の軽減を図ります。

### 3. こども医療費の助成

こども医療費については、引き続き小学校6年生までの助成を行います。

関連事業及び取組内容	
事業名：宇城市こども医療費助成事業	
	こどもの疾病の早期発見を促進し、その健康保持及び健全育成並びに子育て支援を図るため、医療費の一部負担金に対し助成を行う。

### 4. ひとり親家庭等に対する援助継続

ひとり親家庭に対する医療費助成制度の継続実施を図ります。

関連事業及び取組内容	
事業名：宇城市ひとり親家庭等医療費助成事業	
	ひとり親家庭等における父母及び児童の健康保持に助力し、経済的自立と家庭生活の安定のため医療費の一部を助成する。

### 5. ひとり親家庭等の自立支援

母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等の個々の状況に応じた就業相談や求人情報の提供等を行なうとともに、ひとり親家庭等の就業促進のため、教育訓練、高等職業訓練、日常生活支援、福祉資金貸付等の就業支援を継続していきます。

関連事業及び取組内容	
事業名：ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業 ひとり親家庭等に対する家庭生活支援員派遣事業	
	ひとり親家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その児童の福祉を増進する。

### 6. ファミリー向け公共賃貸住宅の供給支援

ファミリー向け公共賃貸住宅の供給支援については、今後、建て直し時に入居人員数に応じ環境整備を配慮していきます。

#### 7. 住宅確保に関する情報提供

公共賃貸住宅確保に関する情報提供について、広報等により随時周知を行います。

#### 8. 子育て用品のリサイクル情報の提供

地域におけるフリーマーケット開催など、子育て用品、学校用品のリサイクル情報の提供に努めます。



## 基本目標Ⅲ 社会全体で子育て子育てを支援するまちづくり

私たちは、社会全体で子育て子育てを支援するまちをつくります。  
そのために必要なこととして、次の3点を掲げました。

1. 地域における子育て支援ネットワーク
2. 働きながら子育てしやすい環境の充実
3. 子どもにやさしいまちづくり

### 1. 地域における子育て支援ネットワーク

#### (1) 現状と課題

子どもの発達や健康の状態はそれぞれ異なり、また、保護者の価値観や子育て家庭の生活スタイルも多様化しています。このような背景を踏まえれば、子育て家庭におけるニーズは子どもの数だけあるともいえます。

今後ますます複雑化、多様化する子育てニーズに対応するためには、既存のサービスに子どもや子育て家庭を当てはめるという考え方ではなく、そのニーズを個別に汲み取り、そのニーズに応えるために地域全体で子育てを行うという考え方に転換していく必要があります。

平成27年度から実施する「利用者支援事業」では、子どもの健やかな成長を目指し、子どもや子育て家庭の個別ニーズを把握し、地域にある施設や事業等につなげることで、子どもや子育て家庭に一番相応しいメニューを確実に円滑に利用できるように支援します。利用者支援事業を機能させるためには、既存事業を充実することはもちろん、子育て家庭の個別ニーズを適切に把握し施設等につなげていくコーディネート機能を高めるとともに、地域資源の掘り起こしを進め、地域資源とのネットワークを構築していくことが必要です。

今後は、行政等が行う「フォーマル・サービス」だけではなく、地域等が行う「インフォーマル・サービス」の重要性が一層高まります。それら地域資源とのネットワークを構築し、子どもや子育て家庭とつなげることで、子育て家庭の多様なニーズに応える環境をつくっていく必要があります。



(2) 本市の今後の取り組み

1. 児童福祉センター事業の充実

児童福祉センターを子育てに係る情報提供、子ども相談、養育支援、子育て支援ネットワークの拠点とし、関係機関と連携を取りながら、地域における子育て支援の推進を図ります。

また、市の児童虐待の専属機関として、児童虐待の予防及び早期発見・対応を市内関係機関や県中央児童相談所と連携して行うとともに、宇城市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会の調整機関として、保育所や学校だけでなく福祉・保健・医療分野など様々な関係者の協力を得て、児童虐待の防止に取り組んでいきます。

関連事業及び取組内容	
事業名： こども相談室(家庭児童相談、子育て相談)	<p>家庭児童相談員及び子育て支援コーディネーターが、養育相談や子育て相談に対し、助言・指導及び適切な情報提供等の支援を行っている。また、必要に応じて、専門的な機関を紹介し、関係機関と連携しながら、幅広く子育て支援を行っている。</p>
事業名： 親子ふれあい支援事業「親子あそびの教室」	<p>就園前の児童とその保護者を対象とした、親子ふれあい支援事業「親子あそびの教室」を実施。月齢別に2グループ(1グループにつき親子12組)に分け、6月から翌3月までの10か月間、各グループ月1回開催している。 保育士資格を持つ子育て支援コーディネーターが、親子での遊びを通して、ひとりひとりの子どもに沿った関わり方、子どもの発達を促す丁寧な子育てについて、保護者への提供を行っている。</p>
事業名： 親育て支援事業「NPプログラム」	<p>NPプログラムを開催し、子育てに悩む母親同士の交流の場を設け、互いに悩みを相談できる関係づくりを促す。また、この事業をきっかけに自主サークルが発足した例がある。 定員 12人で週1回、連続8回の講座</p>
事業名： 宇城市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会	<p>関係機関と連携を図る要保護児童等対策地域協議会の代表者会議及び実務担当者会議を開催。また、必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、情報共有や支援策の検討を行っている。</p>

## 2. 子育てボランティアの育成・組織づくりと活動の推進

地域で子育てを支える担い手となる子育てボランティアを育成するとともに、その組織づくりと活動を推進します。

## 3. 民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員による相談・支援の充実

各地域に根ざした身近な相談窓口として、民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員による子育て家庭に対する相談・支援の充実を図ります。また、地域で子育て支援を行っている民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員と日頃から交流が図れるよう支援します。

## 4. 幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定

幼稚園・保育園・小学校間で連絡協議会を開催し、連携や交流を推進することで、相互の活性化を図り、市内の教育環境の底上げを図ります。

## 5. 世代間交流など多様な体験活動の推進及び充実

地域の方々が、これまでの学びの成果や経験、技術を子どもたちとの交流によって伝えることにより、子どもたちの安心を確保します。また、地域の自治公民館等について、子育て中の親子が利用できるよう努めるとともに、自治会等への理解を求めながら、子どもと親の利用を促進します。

体験に基づく多様な理論や認識を深めるため、ボランティアの体験学習などにより、障がい者とふれあう機会づくりを行なうなど、体験活動のさらなる充実に努めます。

関連事業及び取組内容	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)
事業名：・学校・家庭・地域連携推進事業 ・放課後子ども教室 地域住民による学校支援とともに放課後の子どもたちの居場所づくりや体験活動を行う。	・学校・家庭・地域連携推進事業 6校 ・放課後子ども教室 3校	・学校・家庭・地域連携推進事業 8校 ・放課後子ども教室 4校

関連事業及び取組内容	現 状 値 (平成 26 年度)	目 標 値 (平成 31 年度)
事業名：子どもの楽校 公民館・体育館施設で体験・講座を行う。	参加者 48 名 ボランティア 15 名	参加者 80 名 ボランティア 30 名
事業名：児童通学合宿 地域住民による実行委員会組織を設置し、 公民館等の施設を利用した集団合宿を行う。	5 校実施 参加児童 124 人	5 校実施 参加児童 150 人

## 6. 地域活動への教職員の自主的参加

教職員である前に地域住民であることを自覚し、地域の子どもは地域で育てることをあいことばに、教職員の地域行事への参加を促し、学校と地域の一体化を図ります。

## 2. 働きながら子育てしやすい環境の充実

### (1) 現状と課題

共働き世帯が増加する中、男女が共に仕事と家庭を両立し、安心して働き続けられる環境を整備することは重要な課題です。

近年、仕事と生活との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の認識が高まり、以前に比べれば、父親が母親と共に家庭の子育ての役割を担うことも増えており、社会も変化しつつあります。一方、「宇城市男女共同参画市民意識調査（平成22年度）」によると、育児や子どものしつけについて、主に女性だけが行っていると回答した割合が33.8%（主に男性だけが行っているとの回答は2.6%）になっており、依然として、女性に子育ての負担が偏っていることがうかがえます。このことから、家庭の事情や子どもの成長段階に応じて働き方を選択できる環境づくりなどの制度面の整備とともに、市民の意識啓発も併せて進めていく必要があります。

女性の就労しやすい環境づくりと併せて、男性の長時間労働の適正化、育児休業の取得など「働き方の見直し」に向けた啓発や取り組みを進めていくことも必要です。

今後も、結婚、妊娠、出産に関する希望の実現のため、ライフステージの各段階に応じた結婚、妊娠、出産等に関する正確な情報提供など、切れ目のない支援を推進していくことが求められます。

### (2) 本市の今後の取り組み

#### 1. 保育ニーズに応じた保育サービスの充実

地域の保育ニーズを毎年度把握し、保育サービスの充実と柔軟な対応を図り、認可保育園全園での延長保育実施を継続していきます。

（第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照）

#### 2. 学童保育所の充実した運営

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の

健全育成を支援するため、保護者会等が運営する学童保育所の支援・充実を図ります。

(第4章「3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」参照)

### 3. 子育てしやすい職場環境づくりの啓発

事業主だけでなく、職場の従業員にも子育て支援の重要性についての意識啓発を行い、女性労働者の妊娠中や出産後の健康管理、両親が育児休業をとりやすい雰囲気醸成、育児休業後の円滑な職場復帰の促進、労働時間の短縮等、仕事と育児が両立しうる雇用環境づくりに対する理解・協力を求めていきます。

### 4. 出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実

出産・育児後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会等の情報提供を行います。

### 5. 育児・介護休業法の事業所への周知

市内事業所の会合等の機会を捉え、育児・介護休暇が取りやすい職場環境づくりへの理解を求めます。

### 3. 子どもにやさしいまちづくり

#### (1) 現状と課題

近年、近所の公園・道路（通学路）・空き地等、生活の場で子どもが事故や犯罪に巻き込まれる事例が相次いで報告され、子どもたちが戸外で安心して安全に遊べる環境が損なわれつつあります。

このような中、「子どもかけこみ 110 番」の家の設置や防犯ブザーの携行、PTAによる防犯・交通安全パトロールなど、様々な安全対策が工夫されています。子どもの安全を守るためには、何より地域の大人たち一人ひとりが、「地域の子どもたちは地域の大人たちで守る」という強い共通認識をもって、学校・警察・各種団体等との連携を強化し、地域で継続的に見守っていくことが重要です。

また、最近は、コンビニエンスストアをはじめ、カラオケボックス、ゲームセンターなど、24 時間営業している場所が増えたこともあって、深夜（午後 11 時以降）に外出する中学・高校生が増えています。子どもの安全確保だけでなく、健全育成という見地からも子どもの深夜外出を許さないという厳しい姿勢で臨むことが必要です。

不特定多数の人が利用する公共的な施設の中にも、授乳やおむつ替えを行う場所がないため、乳幼児連れでの利用が困難なものが少なくありません。また、道路等でも歩道がきちんと整備されていないなど、子ども連れで歩くのに危険な箇所がたくさんあります。

そこで、このような状況を解消し、子育て中の家族が小さな子ども連れでも気兼ねなく外出し、社会参加できるように、道路や施設の改善整備を図ることが必要となります。

(2) 本市の今後の取り組み

1. 交通安全教育指導者の育成

P T A対象に交通安全教室を行い早朝街頭指導などの向上を図ります。

2. 防犯対策の推進

子どもをねらった犯罪を未然に防ぐため、通園・通学路や公園・広場等の地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を推進します。また、不審者に対する対応指導や地域における防犯意識の高揚に資するため啓発活動を推進します。

3. 通学路や公園等における防犯設備の整備

通学路や公園等に随時設置します（区及び行政で対応します）。

関連事業及び取組内容	
事業名：防犯灯設置・防犯灯設置費等助成事業	
行政区に防犯灯設置・維持管理補助	

4. 「子どもかけこみ 110 番」の家等の防犯ボランティア活動の支援

今後も「子どもかけこみ 110 番」の家の拡大に努めます。同時に加入者宅に「子どもかけこみ 110 番」の家の旗を配付し、周囲に分かるよう配慮します。

関連事業及び取組内容	現 状 値 (平成 26 年度)	目 標 値 (平成 31 年度)
事業名：子どもかけこみ 110 番	フラッグ設置件数 840 件	周知率 100%
子どもの避難場所としてフラッグを設置		



#### 5. シックハウス対策の推進

公共賃貸住宅の新築及び改修時にシックハウス対策を行います。

#### 6. 公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置

公共施設においては、子ども連れの利用者に配慮したおむつ替えスペースが整備された多目的トイレや授乳コーナーの設置を進めます。

#### 7. 子どもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備

子どもや妊婦、ベビーカー利用の子ども連れが安心して外出できるように、幅の広い歩道の整備や段差の解消等、安全で快適な歩行空間の確保を促進します。

#### 8. 子育て中でも利用しやすい商業施設整備に向けた啓発

子育て中の家庭が子ども連れでショッピングや食事を楽しめるよう、ベビーカーでも余裕をもって移動できる幅の広い通路、おむつ替えや授乳のスペース、託児コーナー等が整備された商業施設の普及に向けた啓発を行います。

#### 9. 安全な通学路の確保

通学路の整備や防犯灯の設置を推進し、安全な通学路の確保に努めるとともに、PTA・子ども見守りボランティア等による通学指導の充実を図ります。また、「子どもかけこみ110番」の家の周知と定期的な見直しを図ります。

PTA青色パトロール隊で公用車（パトロール車登録）を利用して各地区全域の巡回パトロールを実施します。また、各地区において老人会や各団体等に、登下校時の通学路の見守り、子どもたちへの声かけ、不審者などの情報提供を行ってまいります。



関連事業及び取組内容	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)
事業名：・子ども見守りボランティア ・子どもかけこみ110番 ・登下校時の見守り ・子どもの避難場所としてフラッグを設置	・ボランティア数 103人 ・フラッグ設置 件数 840件	・ボランティア数 130人 ・フラッグ設置 件数 850件

10. 地域ぐるみによる防犯活動の推進

子どもをねらった犯罪を未然に防ぐため、「子どもかけこみ110番」の家の設置拡充など、通園・通学路や公園・広場等の地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を推進します。また、不審者に対する対応指導や地域における防犯意識の高揚に資するため啓発活動を推進します。

関連事業及び取組内容	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)
事業名：子どもかけこみ110番 ・子どもの避難場所としてフラッグを設置	フラッグ設置 件数 840件	フラッグ設置 件数 850件

11. 児童・生徒の安全確保

地域全体で子どもを育てることを基本に、防犯・安全活動を実施します。具体的には、保護者・地域の関係団体等による巡回パトロールや「かけこみ110番」の家の拡大を図ります。

関連事業及び取組内容	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)
事業名：月例街頭指導及び青色パトロール ・毎月定例の街頭指導と青少年教育担当指導員による青色巡回パトロール	全地区 毎月1回以上	全地区 毎月1回以上

## 12. 犯罪等に関する情報提供の推進及び犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取組

保護者に対する不審者や犯罪等に関する情報提供を強化し、迅速な連絡体制（ゆっぴー安心メール等）を整えます。

また、警察・小学校・保育園・幼稚園・学童保育所等情報交換に努め、犯罪・事故等を未然に防止できる体制を確立します。

## 13. 幅の広い歩道の整備、及びバリアフリー対応型信号機の設置等

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」で対応します。

## 14. 交通安全教育の実施

幼稚園、保育園等では、交通安全ルールの理解及び安全に行動できる習慣と態度を身に付けることを目標に、教室を開催します。小・中学校では、歩行者としての安全な行動、自転車の安全な利用、自動車の特性に応じた安全な行動、交通事故防止と安全な生活について重点的に指導します。

## 15. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい使用の徹底

各種広報媒体や各種行事等を活用して、全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の必要性について啓発に努めます。

## 16. 防犯講習の実施

保育施設対象で防犯講習を実施します。

### 17. 保育所等施設整備

共働き世帯の増加や就労形態の変化、核家族化の進行などにより、保育ニーズは一層高まるとともに多様化しています。これらのニーズに応えるためには、施設整備を含めた保育環境の整備が必要になります。

公立保育所等については、公共施設見直し計画により検討を進めることとします。また、民間保育所、私立幼稚園等については、国・県等の関係機関と連携を図りながら、計画的に施設整備のための支援を行っていきます。



## 第4章 子ども・子育て支援事業の推進



## 1. 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

合併により誕生した本市では、旧町単位で教育・保育提供区域を設定することも考えられますが、本市内の保育所については、これまで特に通園区域は設定しておらず、実際に市内の様々な区域から通園をしている現状があること、また、その方が勤務状況に合わせた保育所利用や、教育・保育の特性を踏まえた施設の選択等、利用者の細かなニーズにも対応しやすいことを考慮し、市全域を一つの教育・保育提供区域と設定することとしました。

## 2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

就学前児童の教育・保育について、幼稚園・保育所の利用実績やアンケート調査の結果により把握した利用希望などを踏まえ、計画期間内の「量の見込み」を設定します。そして、「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下記の認定区分ごとに設定します。

認定区分	内 容	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童 (保育の必要性無)	幼稚園・認定こども園※
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	保育所・認定こども園・ 地域型保育※
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	

※ 認定こども園…幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設として、県から認定を受けた施設。

※ 地域型保育…市から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。

### 【現状】

本市内には、現在幼稚園4園、認可保育所21園が設置されています。近年の保育需要の高まりにより、保育所では定員の弾力化により定員を超えた受け入れをしている施設もありますが、年間を通して待機児童が発生している状況です。

本市では、少子化による児童人口の減少という要素と家庭環境の変化などによる子育て支援サービスのニーズ増大という要素の両方が存在する状況ですが、特に保育ニーズ量については、計画期間の前半部分である28年度頃までは増加傾向にあると見込まれるものの、そこをピークとしてその後は少子化の影響が強くなるために少しずつ減少していくと見込まれます。

## 「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人)

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み		327	1,127	943	331	1,137	940	335	1,154	906
② 確 保 方 策	幼稚園	250			110			110		
	保育所		1,078	807		1,078	807		1,078	837
	認定こども園	168	39	57	308	39	87	308	59	87
	地域型保育			5			5			5
②-①		91	△10	△74	87	△20	△41	83	△17	23

		平成 30 年度			平成 31 年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み		333	1,146	890	331	1,138	872
② 確 保 方 策	幼稚園	110			110		
	保育所		1,098	867		1,098	867
	認定こども園	308	59	87	308	59	87
	地域型保育			5			5
②-①		85	11	69	87	19	87

## 【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

保育所への申込数は年々増えていますが、保育を必要とする2・3号認定児童の数は、現在よりもさらに増加し、平成28年度頃に2,077人とピークを迎えると見込んでいます。保育ニーズは、就学前人口の減少に伴い、計画期間後半から緩やかに減少していく見込みですが、当面の間は高い水準を維持するものと見られます。

なお、2号認定のうち、幼稚園の利用希望が強いと推定されるものについては、幼稚園を利用することを想定し、量の見込みでは1号認定に含めて計上しています。

**【確保方策】**

1号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は平成29年度の335人ですが、平成26年5月1日現在の利用者数は398人、平成27年度からの幼稚園の総定員も418人であることから、現在の体制で対応可能です。

2号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は平成29年度の1,154人ですが、平成27年度からの保育利用定員は1,117人であることから、現状のままでは供給不足が見込まれます。

3号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は平成27年度の943人ですが、平成27年度からの保育利用定員は869人であることから、現状のままでは供給不足が見込まれます。

2号・3号認定については、各年度における利用定員の見直し及び公共施設の見直し（民営化）による定員拡大により保育ニーズへの対応を図ることとします。

**【今後の施設整備計画等による定員拡大計画】**

■ 2号認定

※平成29年度整備計画等による定員増 20名

※平成30年度整備計画等による定員増 20名

■ 3号認定0歳児

※平成29年度整備計画等による定員増 0歳児定員：6名

※平成30年度整備計画等による定員増 0歳児定員：6名

■ 3号認定1～2歳児

※平成28年度整備計画 認定こども園まこと幼稚園

1歳児定員：12名 2歳児定員：12名

※平成29年度整備計画等による定員増 1歳児定員：12名 2歳児定員：12名

※平成30年度整備計画等による定員増 1歳児定員：12名 2歳児定員：12名



### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況やニーズ調査の結果等により把握した利用希望などを踏まえた上で、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

#### （1）延長保育事業（時間外保育事業）

保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間前後などに保育を行う事業です。

#### 【現状】

市内保育所全園で18時から19時までの1時間の延長保育を実施しています。平成25年度の実利用人数は968人となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	837	838	831	821	809
②確保方策	968	968	968	968	968
②－①	131	130	137	147	159

#### 【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における利用者の最大見込み人数は平成28年度の838人で、その後は減少が見込まれます。

#### 【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

就労などの理由により、昼間保護者が家庭にいない就学児童に対して、学校の  
 余裕教室や公民館などの施設において、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、  
 その健全な育成を図る事業です。

【現状】

市内 15 施設（直営2・法人4・保護者会9）で実施しています。平成 26 年  
 4 月 1 日現在の利用者数は 680 人（低学年：609 人、高学年：71 人）となっ  
 ています。

「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人）

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高
①量の見込	704	259	691	254	681	260	680	265	685	260
②確保方策	999		999		999		999		999	
②-①	36		54		58		54		54	

※「低」は低学年児童、「高」は高学年児童

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における利用者の最大見込み人数は平成 27 年度の 963 人で、その  
 後は 945 人前後で横ばい状態が続くと見込まれます。

【確保方策】

現在の学童保育所の面積（1 人当たり 1.65 m<sup>2</sup>必要）に対する定員は 999 人  
 であることから、現在の体制で対応できる見込みです。ただし、学童保育所 1 ク  
 ラブあたりの適正人数がおおむね 40 人とされていることから、要望等による増  
 設が予想されます。

※現在、施設整備についての要望はでていない。

**(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）**

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業です。

**【現状】**

市外の3施設（八代乳児院、八代ナザレ園、みどり園）に委託していますが、平成25年度の利用実績はありませんでした。

**「量の見込み」と「確保方策」**

（単位：人日／年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	3	3	3	3	3
②確保方策	3	3	3	3	3
②－①	0	0	0	0	0

**【量の見込み】**

アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。  
量の見込みは、各年度3人日となっています。

**【確保方策】**

現在の委託先で対応できます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業で、「子育て支援センター」、「子育てひろば」と呼ばれることもあります。

【現状】

市内7施設（社会福祉法人5・社会福祉協議会1・市1）で実施しています。平成25年度の月あたり利用実績は1,373人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」 (単位:人日/月)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	1,676	1,665	1,610	1,580	1,548
②確保方策	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460
②-①	784	795	850	880	912

【量の見込み】

就園していない児童が主な対象児童と見込み、アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における最大見込み量は平成27年度の1,676人日で、その後は徐々に減少することが見込まれます。

【確保方策】

現在、1日あたり最大で205人の受け入れが可能であることから、確保量については、 $205 \text{人} \times 12 \text{日} (\text{週} 3 \text{日} \times 4 \text{週}) = 2,460 \text{人日/月}$ と見込まれます。したがって、現在の体制で対応できる見込みです。

(5) 一時預かり事業（幼稚園における在園児に対する一時預かり）

現在幼稚園で実施されている預かり保育（通常の教育時間前後や休日、長期休業期間中に預かりを行うこと。）に相当する事業です。「子ども・子育て支援新制度」においては、一時預かり事業の類型の一つとして市が実施主体となっていくこととなります。

【現状】

市内の私立幼稚園全4園で実施しています。平成25年度の延べ利用人数は15,142人日（一時的：2,625人日、恒常的：12,517人日）となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人日／年）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
①量の見込	1,335	35,040	1,346	35,520	1,367	36,000	1,358	35,760	1,347	35,520
②確保方策	25,530		25,530		25,530		25,530		25,530	
②-①	△10,845		△11,336		△11,837		△11,588		△11,337	

※「1号」は一時的利用、「2号」は恒常的利用を想定

【量の見込み】

預かり保育の利用には、保護者の急用などを理由とする単発的な利用と就労などを理由とする恒常的な利用があると推測されます。そこで、教育・保育の認定区分における1号認定児童を一時的な利用、2号認定児童の一部（幼稚園の利用希望が強いと想定されるもの）を恒常的な利用の対象と想定しました。

計画期間における最大見込み量は平成29年度の37,367人日／年で、その後は徐々に減少することが見込まれます。

【確保方策】

市内の幼稚園の預かり保育の受け入れ可能数は25,530人日／年（1日の受け入れ可能数は、一時的：155人、恒常的87人）で、見込量を下回っているため、新制度移行後の利用状況を見ながら、必要に応じて受け入れ枠の拡大を図り、平成29年度には供給不足の解消を行います。

※一時的：155人×年間平均30日＝4,650人日／年

※恒常的：87人×年間240日（週5日×48週）＝20,880人日／年

(6) 幼稚園以外（保育所等）の一時預かり

家庭での保育が一時的に困難になった児童について、保育所等の施設において預かりを行う事業です。

【現状】

市内の認可保育所 13 施設で実施しています。平成 25 年度の利用実績は 4,030 人日／年となっています。

「量の見込み」と「確保方策」 (単位：人日／年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	5,357	5,353	5,275	5,196	5,116
②確保方策	16,530	16,530	16,530	16,530	16,530
②－①	11,173	11,177	11,255	11,334	11,414

【量の見込み】

保育所を利用していない児童が主な利用対象者と見込み、アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における最大見込み量は平成 27 年度の 5,357 人日で、その後は徐々に減少することが見込まれます。

【確保方策】

現状での受け入れ可能枠は、1 日あたり 57 人で、年間開所日数を 290 日として計算すると 16,530 人日／年となります。したがって、現在の体制で対応できる見込みです。

**(7) 病児保育事業**

児童が病気となった場合に、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

**【現状】**

市内の頌和保育園で病後児保育、豊福保育園で病児・病後児保育をそれぞれ実施しています。平成 25 年度の利用実績は 599 人日／年となっています。

**「量の見込み」と「確保方策」**

(単位：人日／年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
②確保方策	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
②－①	540	540	540	540	540

**【量の見込み】**

アンケート調査の結果に基づき推計した量の見込みは利用実績との乖離が大きいため、各年度の量の見込みは平成 25 年度利用実績の 2 倍程度を見込みました。

**【確保方策】**

現状での受け入れ可能枠は、1 日あたり 6 人で、年間開所日数を 290 日として計算すると 1,740 人日／年となります。したがって、現在の体制で対応できる見込みです。

(8) ファミリーサポートセンター事業（小学生）

乳幼児から小学生までの家庭の保護者と援助を行いたい人との相互活動を支援する会員制事業です。

【現状】

ここでの事業は、小学生の放課後の預かりを対象としたものですが、小学生の放課後の預かり以外の利用を含む平成 25 年度の利用実績は 300 人日／年となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人日／年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	20	20	19	19	19
②確保方策	300	300	300	300	300
②－①	280	280	281	281	281

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における利用者の最大見込み人数は平成 27・28 年度の 20 人日／年で、計画期間を通して横ばいです。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。



**(9) 利用者支援事業**

児童及びその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園における教育・保育や、一時預かり、学童保育等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所に専門の支援員を配置し、相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

**【現状】**

子ども・子育て支援法に基づく新規事業のため、現在は未実施です。現在、子育て支援サービスに関する情報提供や相談については、市広報・ホームページによる周知の他、市役所や保育所、地域子育て支援拠点事業等において個別に対応している状況です。

**「量の見込み」と「確保方策」**

(単位:箇所)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

**【量の見込み】**

アンケート調査では利用者支援事業に関する直接の設問はありませんでしたが、子育て支援サービスの利用等についての相談は一定のニーズがあると見込まれます。また、国が示した事業案では、おおむね中学校校区3か所につき1か所の設置を想定していることから、本市では計画期間の「量の見込み」を1か所と設定します。

**【確保方策】**

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、これまで以上に子育て支援サービスの内容や手続きについての利用者支援の必要性が高まることが予想されるため、早期の実施を目指します。実施場所については、市役所窓口など利用者が相談しやすい場所での実施を検討します。

(10) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、市が妊婦健康診査に係る費用を一部負担することで、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業です。

【現状】

新規母子健康手帳交付の方には14回分の妊婦受診券を発行し、転入の方には、妊娠週数に応じて必要回数分を発行しています。

平成25年度実績は、新規母子健康手帳交付数487人、転入母子健康手帳交付数69人、妊婦健診受診件数6,295件となっています。

「量の見込み」

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込	556	556	556	556	556

【量の見込み】

過去の実績から見込み量を設定しました。

【提供体制】

母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票を併せて交付します。

**(11) 乳児家庭全戸訪問事業**

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

**【現状】**

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげています。

平成25年度の訪問実績は498人となっています。

**「量の見込み」**

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込	485	476	466	457	447

**【量の見込み】**

平成25年度実績の498人をベースとして、計画期間中の0歳児人口の推計値をもとに量を見込みました。

**【提供体制】**

現状どおり、母子保健推進員による全対象家庭の訪問を行います。

(12) 養育支援訪問事業

支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助などを行う事業です。

【現状】

家庭及び地域における養育機能が低下し、児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、加重的負担がかかる前の段階において、子育て支援コーディネーターが家庭訪問を行い、当該家庭における安定した養育ができるよう継続的な支援を行っています。

平成25年度の実績は、対象家庭14件（家庭訪問123回、電話訪問207回）となっています。

「量の見込み」

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込	14	14	14	14	14

【量の見込み】

過去の実績から見込み量を設定しました。

【提供体制】

養育支援訪問事業は、乳幼児家庭全戸訪問事業の訪問結果や関係機関からの情報提供等に基づき、育児ストレス、産後うつ等の問題により子育てに対して不安を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て支援コーディネーターが継続的に訪問を行い、育児相談・指導や情報提供等を行います。

## 4. 放課後子ども総合プランの推進

すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備の方向性を示しています。

本市においても、前述の放課後児童クラブの量の見込み（必要事業量）に対する確保方策を推進するほか、放課後子ども教室として、保護者の就労の有無に関わらない、児童の安全・安心な居場所づくりに努めます。

なお、放課後子ども総合プランの推進に当たっては、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施についても検討していくほか、小学校の余裕教室の活用等も検討しながら、放課後児童クラブが設置されている学校を中心に、地域のニーズを踏まえ、市の教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

### (1) 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量(P72に記載再掲)

「量の見込み」と「確保方策」 (単位:人)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高
①量の見込	704	259	691	254	681	260	680	265	685	260
②確保方策	999		999		999		999		999	
②-①	36		54		58		54		54	

※「低」は低学年児童、「高」は高学年児童

#### 【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における利用者の最大見込み人数は平成 27 年度の 963 人で、その後は 945 人前後で横ばい状態が続くと見込まれます。

#### 【確保方策】

現在の学童保育所の面積（1人当たり 1.65 m<sup>2</sup>必要）に対する定員は 999 人であることから、現在の体制で対応できる見込みです。ただし、学童保育所 1 クラブあたりの適正人数がおおむね 40 人とされていることから、要望等による増設が予想されます。

※現在、施設整備についての要望はでていない。

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量

「放課後子ども総合プラン」に基づき、小学校の余裕教室の活用等も検討しながら、放課後児童クラブが設置されている学校を中心に、地域のニーズを踏まえ、放課後子ども教室と一体的な、又は連携による実施ができるよう取り組みを進めます。

項目	現状	平成31年度
学童クラブ及び放課後子ども教室の連携箇所数	2箇所	3箇所
放課後子ども教室スタッフによる学童クラブ(放課後子ども教室未実施校)への学習・体験プログラム活動の提供箇所数	0箇所	1箇所

(3) 放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画

【確保方策】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施箇所数	3箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所

現在、3か所で実施しています。今後の整備計画としては、小学校における部活動の社会体育への移行を踏まえ、1か所の増を見込んでいます。

今後も「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブとの連携を図りながら、子どもたちの安全な居場所づくりに努めます。

【平成25年度実績】

1～3年生 参加児童 延人数 5,053人(3校の合計値)

このうち、学童クラブ入会児童 延人数 1,008人(3校の合計値)

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室が連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、定期的な打合せの場を設けます。連携型の場合の共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、配慮します。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

運営委員会等において、余裕教室の活用状況等について、定期的に協議を行います。また、事業の実施主体である教育委員会と福祉部局の担当者が学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性、意義等について確認し、余裕教室の活用推進を図ります。

放課後子ども教室実施日には、必要に応じて、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用ができるよう協議します。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と健康福祉部の具体的な連携に関する方策

放課後活動の実施にあたっては、責任体制を文書化するなど明確化します。また、総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行います。

(7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

平成31年度までに、保護者のニーズの把握や保護者との協議の上、適切な開所時間の設定を検討します。

## 5. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の 一体的提供やその推進体制の確保

### (1) 認定こども園について

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

幼保連携型※	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認可幼稚園と認可保育所が、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

※幼保連携型は、「子ども・子育て支援新制度」においては、学校及び児童福祉施設としての新たな認可施設の位置付けになります。

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の保育の必要性の有無や就労状況の変化等に関わらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、その必要性は高いものであると考えられます。

認定こども園への移行自体は、それぞれの施設を運営する事業者の判断に委ねられることとなりますが、本市においては、庁内における認定こども園の窓口を一本化し、認定こども園への移行を希望する幼稚園及び保育所に対する支援について取り組んでいくとともに、移行後の施設についても研修の充実や施設への指導監督等を通じて、質の確保を図っていきます。

また、認定こども園制度は平成18年度から実施されていますが、保護者にとってその具体的な内容についての認知度はいまだに低いことから、「子ども・子育て支援新制度」に基づき保護者が適切な施設を選択できるよう、その周知にも努めていきます。



## (2) 教育・保育施設等の相互の連携や小学校等との連携の推進

教育・保育や地域子ども子育て支援事業等を計画的に実施していくためには、市と教育・保育施設、地域型保育事業、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

特に原則満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育は、満3歳以降も引き続き教育・保育を利用できるよう、保育所や認定こども園等と連携していくことが重要で、これについては、市条例等に定められた基準に基づき、必要な連携施設の確保等を図っていきます。

また、教育・保育施設と小学校等との連携についても、連携協議会等の実施を通じて、小1プロブレムや中1ギャップといった学校間の段差を少なくし、円滑な就学ができるよう、取り組んでいきます。



## 第5章 計画実現のために



## 1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、本市は「子ども・子育て支援新制度」の実施主体として、子どもとその保護者に適切な環境が等しく確保されるよう、各関係機関と連携し、総合的かつ計画的に施策を実施していくこととします。

特に「子ども・子育て支援新制度」に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施については、教育・保育施設等を運営する事業者との協力が不可欠です。

また、専門性の高い施策及び複数の市町村にまたがる広域的な対応が必要な施策については、県が策定する子ども・子育て支援事業計画やその他の方針等に基づき、必要に応じて県の協力を受けながら推進を図っていきます。

## 2. 進捗状況の点検と評価・公表

本計画については、市こども福祉課が中心となって、毎年進捗状況を把握・点検し、「宇城市子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。併せて、計画の進捗状況は、市ホームページ等で公表を行い、市民への周知を図っていきます。

また、本計画の記載内容について、特に第4章における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」に関しては、国の制度や市内施設の状況の変化に伴い、大きく変動することも想定されることから、必要に応じて見直しを行うこととします。



資料編



## 1. 施策及び担当課一覧

### 【I 子どもののびやかでたくましく成長できるまちづくり】

#### 1. 子どもの権利が大切にされる環境づくり

施策項目名	担当課
1. 「児童の権利に関する条約」の普及促進	こども福祉課 教育総務課
2. いじめの解消・解決	教育総務課 生涯学習課
3. 児童虐待防止等に向けた体制の充実	児童福祉センター
4. 不登校、不登級児童生徒への対応の充実	教育総務課
5. 道徳教育の充実	教育総務課
6. スクールカウンセラー等の充実	教育総務課
7. 子どもの心の問題に係る相談体制の充実	児童福祉センター 教育総務課
8. 関係機関との連携による、個別のニーズに応じたきめ細かな支援の実施	教育総務課

#### 2. 子どもの健やかな育ちを支える環境の充実

施策項目名	担当課
1. 食育の推進	健康づくり推進課
2. 乳幼児健康診査の充実	健康づくり推進課
3. 予防接種の推進	健康づくり推進課
4. 歯の健康づくりの充実	健康づくり推進課
5. 乳幼児期の事故防止に関する啓発	健康づくり推進課
6. 疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進	健康づくり推進課 社会福祉課
7. 多様化する発達障がいに対応できる相談体制の整備	社会福祉課 教育総務課
8. 小児救急医療体制の充実	健康づくり推進課
9. 応急処置法の指導・啓発	こども福祉課
10. 保健センターや学校における健康診断等の推進	健康づくり推進課 教育総務課
11. 子どもの遊び場、親子による交流・自然体験ができる場の提供	こども福祉課 都市整備課

施策項目名	担当課
12. 地区自治公民館活動の活性化	生涯学習課 (中央公民館)
13. 地域文化の伝承	教育総務課 文化課
14. ボランティア活動の普及・促進	生涯学習課
15. 食に関する生涯学習の場の提供	生涯学習課
16. 外食等栄養成分表示の普及啓発	健康づくり推進課
17. 余暇活動の推進	生涯学習課 (中央公民館)
18. 喫煙・飲酒・薬物乱用防止	健康づくり推進課
19. 情報機器に対応する使用ルールづくりの普及啓発	教育総務課 生涯学習課
20. 子どもの自立促進に向けた教育の充実	教育総務課 生涯学習課

### 3. 充実した学校教育等の推進

施策項目名	担当課
1. 教育内容の充実	教育総務課
2. 社会体験的な学習機会の拡充	教育総務課
3. 学校図書館の充実と活用の促進	教育総務課
4. 児童会や生徒会活動等の充実	教育総務課
5. 子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実	教育総務課
6. ゲストティーチャーの活用による学校教育の活性化	教育総務課
7. 安全で安心な学校施設の整備	教育総務課
8. 幼稚園・保育園と小・中学校との連携	こども福祉課 教育総務課
9. 子どもの職業体験機会の充実	教育総務課
10. 交流学习等の推進	教育総務課
11. 児童生徒のスポーツ環境の充実	教育総務課
12. 性教育等の充実	教育総務課
13. 性感染症の情報提供と予防の啓発	教育総務課
14. 命の大切さや家庭の役割などについての理解	教育総務課
15. 小・中学生と乳幼児のふれあい体験	教育総務課
16. 健康診断・体力測定結果の活用	教育総務課
17. 健康教育の充実	教育総務課

## 4. 配慮を必要とする子どもへの支援

施策項目名	担当課
1. 障がい児理解のための啓発	社会福祉課
2. 療育体制の整備・充実	社会福祉課 教育総務課
3. 障がい児保育等の充実	こども福祉課 教育総務課
4. 療育・教育相談・就学指導体制の充実	教育総務課
5. 療育・教育相談・就学指導に関する広報の充実	教育総務課
6. 障がい児に対する教育支援体制の整備	教育総務課
7. 障がい児教育の充実	教育総務課
8. 在宅心身障がい児に対する支援の充実	社会福祉課
9. 障がい児とその家族に対する支援	社会福祉課 教育総務課
10. 学童保育所における障がい児の受入の充実	こども福祉課

## 【Ⅱ 安心して子どもを産みそだてられるまちづくり】

## 1. 安心して妊娠・出産できる環境づくり

施策項目名	担当課
1. 妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発	健康づくり推進課
2. 母子健康手帳の早期交付	健康づくり推進課
3. 妊産婦訪問指導の充実	健康づくり推進課
4. 喫煙についての知識の普及と禁煙・分煙の推進	健康づくり推進課
5. 特定不妊治療に対する助成制度の広報	健康づくり推進課
6. 男性の育児への積極的参加の促進	こども福祉課

## 2. 子育て家庭に対する相談・情報提供の充実

施策項目名	担当課
1. 子育てに関する相談や学習の場の充実	こども福祉課 児童福祉センター
2. ホームページやガイドブック等の充実	こども福祉課 児童福祉センター
3. 子育ての仲間づくりの促進	こども福祉課 児童福祉センター
4. 地域子育て支援拠点事業の実施	こども福祉課

施策項目名	担当課
5. 乳児家庭全戸訪問事業の実施	児童福祉センター
6. 養育支援訪問事業の実施	児童福祉センター
7. 親子ふれあい支援事業・親育ち支援事業の充実	児童福祉センター
8. 男女共同参画意識の啓発	人権啓発課
9. 児童虐待防止等に向けた体制の充実【再掲】	児童福祉センター

### 3. 援助を必要とする子育て家庭への支援

施策項目名	担当課
1. 一時預かり事業の充実	こども福祉課
2. 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ事業）の実施	こども福祉課
3. 行政主催のイベント等への託児コーナー設置	こども福祉課
4. ファミリー・サポート・センター事業の充実	こども福祉課
5. 病児・病後児保育事業	こども福祉課
6. 保育園受入児童の拡充	こども福祉課
7. 休日保育事業	こども福祉課

### 4. 子育て家庭に対する経済的な支援

施策項目名	担当課
1. 各種手当の支給	こども福祉課 社会福祉課
2. 保育所保育料・幼稚園保育料の補助	こども福祉課 教育総務課
3. こども医療費の助成	こども福祉課
4. ひとり親家庭等に対する援助継続	こども福祉課
5. ひとり親家庭等の自立支援	こども福祉課
6. ファミリー向け公共賃貸住宅の供給支援	都市整備課
7. 住宅確保に関する情報提供	都市整備課
8. 子育て用品のリサイクル情報の提供	こども福祉課



### 【Ⅲ 社会全体で子育てを支援するまちづくり】

#### 1. 地域における子育て支援ネットワーク

施策項目名	担当課
1. 児童福祉センター事業の充実	児童福祉センター
2. 子育てボランティアの育成・組織づくりと活動の推進	こども福祉課
3. 民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員による相談・支援の充実	児童福祉センター
4. 幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定	教育総務課
5. 世代間交流など多様な体験活動の推進及び充実	こども福祉課 教育総務課 生涯学習課 (中央公民館)
6. 地域活動への教職員の自主的参加	教育総務課

#### 2. 働きながら子育てしやすい環境の充実

施策項目名	担当課
1. 保育ニーズに応じた保育サービスの充実	こども福祉課
2. 学童保育所の充実した運営	こども福祉課
3. 子育てしやすい職場環境づくりの啓発	こども福祉課
4. 出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実	こども福祉課 地域振興課
5. 育児・介護休業法の事業所への周知	人権啓発課 商工観光課

#### 3. 子どもにやさしいまちづくり

施策項目名	担当課
1. 交通安全教育指導者の育成	危機管理課
2. 防犯対策の推進	危機管理課
3. 通学路や公園等における防犯設備の整備	教育総務課 危機管理課
4. 「子どもかけこみ 110 番」の家等の防犯ボランティア活動の支援	生涯学習課 危機管理課
5. シックハウス対策の推進	都市整備課
6. 公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置	財政課
7. 子どもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備	土木課
8. 子育て中でも利用しやすい商業施設整備に向けた啓発	こども福祉課

施策項目名	担当課
9. 安全な通学路の確保	生涯学習課 土木課
10. 地域ぐるみによる防犯活動の推進	生涯学習課
11. 児童・生徒の安全確保	生涯学習課
12. 犯罪等に関する情報提供の推進及び犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取組	教育総務課 危機管理課
13. 幅の広い歩道の整備、及びバリアフリー対応型信号機の設置等	危機管理課 土木課
14. 交通安全教育の実施	教育総務課 危機管理課
15. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい使用の徹底	危機管理課
16. 防犯講習の実施	危機管理課
17. 保育所等施設整備	こども福祉課

## 2. 子ども・子育て会議条例

平成 26 年 6 月 25 日

宇城市条例第 16 号

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、宇城市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 6 条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども福祉課において処理する。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 3. 子ども・子育て会議委員名簿

	役職	氏名	委員構成	機関・団体名
1	会長	出川 聖尚子	学識経験者	大学教授等 (社会福祉・児童福祉)
2	副会長	中島 克幸	児童福祉に関する者	宇城市主任児童委員
3	委員	白井 正晴	教育関係者	校長会(学校教育)
4	委員	木脇 弘二	医療	宇城保健所長
5	委員	藤田 香瑞	保育関係者	保育園代表(事業者)
6	委員	島村 繁子	保育関係者	幼稚園代表(事業者)
7	委員	岡田 朱紀	保育関係者	幼保連携型認定こども園 (事業者)
8	委員	飽本 佳巳	保育関係者	放課後児童(協議会等の代表)
9	委員	外村 綾	保護者	私立保育園代表(後援会代表)
10	委員	吉田 誠	保護者	公立保育園代表(後援会代表)
11	委員	篠崎 和佳子	保護者	幼稚園代表(後援会代表)
12	委員	入江 義伸	保護者	PTA連合会(学校教育)
13	委員	福田 誠治	児童福祉に関する者	障がい児支援団体
14	委員	中野 透	児童福祉に関する者	子育て支援事業者
15	委員	梶本 文代	企業関係	企業クラブ

# すこやか宇城っ子プラン

～宇城市次世代育成支援行動計画～  
～宇城市子ども・子育て支援事業計画～

平成 27 年 3 月

---

発 行 熊 本 県 宇 城 市  
企画・編集 宇城市健康福祉部こども福祉課

〒869-0592 熊 本 県 宇 城 市 松 橋 町 大 野 85 番 地  
TEL (0964) 32-1111 (代)  
FAX (0964) 32-0110

---